

フランス
知的財産法

2006年3月1日法律第2006-236号による改正

目次

第 II 部 工業所有権

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 工業所有権庁

第 L411 条 1

第 L411 条 2

第 L411 条 3

第 L411 条 4

第 L411 条 5

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 L412 条 1

第 II 編 工業所有権に関する資格

第 I 章 工業所有権に関する適格者名簿への登録

第 L421 条 1

第 L421 条 2

第 II 章 工業所有権代理人業を営むための条件

第 L422 条 1

第 L422 条 2

第 L422 条 3

第 L422 条 4

第 L422 条 5

第 L422 条 6

第 L422 条 7

第 L422 条 8

第 L422 条 9

第 L422 条 10

第 L422 条 11

第 L422 条 12

第 L422 条 13

第 III 章 雑則

第 L423 条 1

第 L423 条 2

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 保護の条件及び手続

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 保護の対象

第 L511 条 1

第 L511 条 2

第 L511 条 3

第 L511 条 4

第 L511 条 5

第 L511 条 6

第 L511 条 7

第 L511 条 8

第 II 節 保護の利益

第 L511 条 9

第 L511 条 10

第 L511 条 11

第 II 章 意匠又はひな形の登録

第 I 節 登録出願

第 L512 条 1

第 L512 条 2

第 L512 条 3

第 II 節 登録の無効

第 L512 条 4

第 L512 条 5

第 L512 条 6

第 III 章 登録により付与される権利

第 L513 条 1

第 L513 条 2

第 L513 条 3

第 L513 条 4

第 L513 条 5

第 L513 条 6

第 L513 条 7

第 L513 条 8

第 IV 章 雑則

第 L514 条 1

第 L514 条 2

第 II 編 紛争

単一章

第 L521 条 1

第 L521 条 2

第 L521 条 3

第 L521 条 3-1

第 L521 条 4

第 L521 条 5

第 L521 条 6

第 L521 条 7

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 総則

第 L611 条 1

第 L611 条 2

第 L611 条 3

第 L611 条 4

第 L611 条 5

第 II 節 所有権を受ける権利

第 L611 条 6

第 L611 条 7

第 L611 条 8

第 L611 条 9

第 III 節 特許を受けることができる発明

第 L611 条 10

第 L611 条 11

第 L611 条 12

第 L611 条 13

第 L611 条 14

第 L611 条 15

第 L611 条 16

第 L611 条 17

第 L611 条 18

第 L611 条 19

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 L612 条 1

第 L612 条 2

第 L612 条 3

第 L612 条 4

第 L612 条 5

第 L612 条 6

第 L612 条 7

第 II 節 出願の処理

第 L612 条 8

第 L612 条 9

第 L612 条 10

第 L612 条 11

第 L612 条 12

第 L612 条 13

第 L612 条 14

第 L612 条 15

第 L612 条 16

第 L612 条 17

第 L612 条 18

第 L612 条 19

第 L612 条 20

第 III 節 発明に関する法定公表

第 L612 条 21

第 L612 条 22

第 L612 条 23

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の排他権

第 L613 条 1

第 L613 条 2

第 L613 条 2-1

第 L613 条 2-2

第 L613 条 2-3

第 L613 条 2-4

第 L613 条 3

第 L613 条 4

第 L613 条 5

第 L613 条 5-1

第 L613 条 5-2

第 L613 条 5-3

第 L613 条 6

第 L613 条 7

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 L613 条 8

第 L613 条 9

第 L613 条 10

第 L613 条 11

第 L613 条 12

第 L613 条 13

第 L613 条 14

第 L613 条 15

第 L613 条 15-1

第 L613 条 16

第 L613 条 17

第 L613 条 18

第 L613 条 19

第 L613 条 19-1

第 L613 条 20

第 L613 条 21

第 L613 条 22

第 L613 条 23

第 L613 条 24

第 L613 条 25

第 L613 条 26
第 L613 条 27
第 L613 条 28

第 III 節 特許の共有

第 L613 条 29
第 L613 条 30
第 L613 条 31
第 L613 条 32

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 L614 条 1
第 L614 条 2
第 L614 条 3
第 L614 条 4
第 L614 条 5
第 L614 条 6
第 L614 条 7
第 L614 条 8
第 L614 条 9
第 L614 条 10
第 L614 条 11
第 L614 条 12
第 L614 条 13
第 L614 条 14
第 L614 条 15
第 L614 条 16

第 II 節 国際出願

第 L614 条 17
第 L614 条 18
第 L614 条 19
第 L614 条 20
第 L614 条 21
第 L614 条 22
第 L614 条 23

第 III 節 共同体特許

第 L614 条 24

第 L614 条 25
第 L614 条 26
第 L614 条 27
第 L614 条 28
第 L614 条 29
第 L614 条 30

第 IV 節 最終規定
第 L614 条 31

第 V 章 訴訟手續

第 I 節 民事訴訟

第 L615 条 1
第 L615 条 2
第 L615 条 3
第 L615 条 4
第 L615 条 5
第 L615 条 5-1
第 L615 条 6
第 L615 条 7
第 L615 条 8
第 L615 条 9
第 L615 条 10

第 II 節 刑事訴訟

第 L615 条 12
第 L615 条 13
第 L615 条 14
第 L615 条 14-1
第 L615 条 15
第 L615 条 16

第 III 節 裁判管轄及び訴訟手續

第 L615 条 17
第 L615 条 18
第 L615 条 19
第 L615 条 20
第 L615 条 21
第 L615 条 22

第 II 編 技術的知識の保護

第 I 章 製造秘密

第 L621 条 1

第 II 章 半導体製品

第 I 節 寄託

第 L622 条 1

第 L622 条 2

第 L622 条 3

第 L622 条 4

第 II 節 寄託に由来する権利

第 L622 条 5

第 L622 条 6

第 L622 条 7

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付

第 L623 条 1

第 L623 条 2

第 L623 条 3

第 L623 条 4

第 L623 条 5

第 L623 条 6

第 L623 条 7

第 L623 条 8

第 L623 条 9

第 L623 条 10

第 L623 条 11

第 L623 条 12

第 L623 条 13

第 L623 条 14

第 L623 条 15

第 L623 条 16

第 II 節 植物新品種登録証明書に付随する権利及び義務

第 L623 条 17

第 L623 条 18

第 L623 条 19
第 L623 条 20
第 L623 条 21
第 L623 条 22
第 L623 条 22-1
第 L623 条 22-2
第 L623 条 23
第 L623 条 24

第 III 節 訴訟手続

第 L623 条 25
第 L623 条 26
第 L623 条 27
第 L623 条 28
第 L623 条 29
第 L623 条 30
第 L623 条 31
第 L623 条 32
第 L623 条 33
第 L623 条 34
第 L623 条 35

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性を有する標識

第 I 編 商標及びサービスマーク

第 I 章 標章の構成要素

第 L711 条 1
第 L711 条 2
第 L711 条 3
第 L711 条 4

第 II 章 標章権の取得

第 L712 条 1
第 L712 条 2
第 L712 条 3
第 L712 条 4
第 L712 条 5
第 L712 条 6
第 L712 条 7
第 L712 条 8

第 L712 条 9
第 L712 条 10
第 L712 条 11
第 L712 条 12
第 L712 条 13
第 L712 条 14

第 III 章 登録によって付与される権利

第 L713 条 1
第 L713 条 2
第 L713 条 3
第 L713 条 4
第 L713 条 5
第 L713 条 6

第 IV 章 標章権の移転及び喪失

第 L714 条 1
第 L714 条 2
第 L714 条 3
第 L714 条 4
第 L714 条 5
第 L714 条 6
第 L714 条 7

第 V 章 団体標章

第 L715 条 1
第 L715 条 2
第 L715 条 3

第 VI 章 紛争

第 L716 条 1
第 L716 条 2
第 L716 条 3
第 L716 条 4
第 L716 条 5
第 L716 条 6
第 L716 条 7
第 L716 条 8
第 L716 条 8-1
第 L716 条 9
第 L716 条 10

第 L716 条 11
第 L716 条 11-1
第 L716 条 11-2
第 L716 条 12
第 L716 条 13
第 L716 条 14
第 L716 条 15
第 L716 条 16

第 VII 章 共同体標章

第 L717 条 1
第 L717 条 2
第 L717 条 3
第 L717 条 4
第 L717 条 5
第 L717 条 6
第 L717 条 7

第 II 編 原産地名称

単一章

第 L721 条 1

第 III 部 海外領域及びマヨット領域への適用

第 VIII 卷 フランス領ポリネシア、ワリー・エ・フトゥーナ諸島、南半球及び南極のフランス領域、ニューカレドニア並びにマヨットにおける適用

単一編

単一章

第 L811 条 1
第 L811 条 2
第 L811 条 3
第 L811 条 4

第 II 部 工業所有権

第 IV 卷 管理及び専門組織

第 I 編 機関

第 I 章 工業所有権庁

第 L411 条 1

工業所有権庁は、産業大臣の管轄に属する、法人格及び財政的自主性を備えた公共機関である。

同庁の職務は次のとおりとする。

(1) 革新的所産の保護及び企業の登録のために必要な情報のすべてを集中管理し、それを普及すること、また、この分野における意識の向上を図り、研修を提供する事業を行うこと

(2) 工業所有権、商業・会社登録簿及び職種登録簿に関して法律及び規則を適用すること。

この目的のために、同庁は、工業所有権を求め又は工業所有権に付随する権原を求める出願・申請の受領、及びその維持の監督に責任を有する。同庁は、商業・会社登録簿、職種登録簿、並びに民事・商事告示公報を集中管理する。同庁は、工業所有権及び法定公表の集中管理された証書に含まれている技術的、商業的及び財務的情報を広める。

(3) 国内法及び国際法を革新者及び企業の要求に常に適合させることを目的として、それに必要な一切の主導権をとること。同庁は、その目的のために工業所有権担当大臣に対して、当該事項に関して同庁が適切と考える改革案を提案する。同庁は、国際的合意形成のための作業に参加し、かつ、そのための国際的組織においてフランスを代表する。

第 L411 条 2

同庁の収入は、財政諸法に関する基本法を施行するための 1959 年 1 月 2 日布告第 59-2 号第 5 条に従い設定され、工業所有権及び商業・会社登録簿並びに会社定款の届出に関連して賦課される手数料の他、付随的収入によって構成される。これらの収入は、同庁の支出総額と均衡しなければならない。

同庁予算の執行についての監査は、国務院布告によって定められた条件に従い、事後的に行われる。

第 L411 条 3

同庁の管理及び財務組織は、国務院布告によって定められる。

第 L411 条 4

工業所有権庁長官は、工業所有権の付与、拒絶又は維持を行うに際し、本法で定められた決定を行うものとする。

長官は、当該責務を果たすに際しては、監督当局に従属しない。規則によって指定される控訴院は、長官の決定に対する上訴を直接に審理する管轄権を有するものとする。控訴院は、当該上訴に関し、公訴官及び工業所有権庁長官から聴聞した後に、判決を下すものとする。

上訴人及び工業所有権庁長官の何れも、上訴についての判決の破棄を要求することができる。

第 L411 条 5

第 L411 条 4 第 1 段落にいう拒絶の決定には、その理由を付さなければならない。

第 L712 条 4 に基づく異議申立、又は商標若しくはサービスマークに関する取消解除請求を認める決定の場合についても、同様とする。

当該決定は、規則によって定められた条件及び期限に従って、請求人に通知される。

第 II 章 植物新品種保護委員会

第 L412 条 1

農業大臣の管轄に属する植物新品種保護委員会は、国の代表を委員長とし、遺伝学、植物学及び農学についての理論的又は実際の知識を理由として公共部門及び民間部門の双方から選任される適格者をもって構成される。委員会は、第 L623 条 4 にいう登録証明書を交付する。

[注] 2004 年 10 月 9 日法律第 2004-1343 号：第 78 条 XXXII 1 によって第 L412 条 1 に改正を施した。

第 II 編 工業所有権に関する資格

第 I 章 工業所有権に関する適格者名簿への登録

第 L421 条 1

工業所有権庁長官は、工業所有権に関する適格者名簿を毎年作成する。

当該名簿は公表されるものとする。

上記名簿に登録された者は、企業の従業者として、個人若しくは団体での自由業として、又は自由業として業務を行う者の従業者として、その業務を行うことができる。

1990 年 11 月 26 日時点で発明特許に関する適格者名簿に記載されている者は、第 L421 条 2 に定める善良なる人格の条件を満たしていることを条件として、第 1 段落にいう名簿に自動的に登録される。

第 L421 条 2

何人も、善良な人格を有さず、かつ、職業的資格及び実務に関する要件を満たしていないときは、前条にいう名簿に登録することはできない。

登録には、保持する資格及び修得した職業的経験に係る職能としての専門分野についての告知を付記する。

第 II 章 工業所有権代理人業を営むための条件

第 L422 条 1

工業所有権代理人という職業は、工業所有権、それに関係する権利、及び何れかの関連事項に係る権利を取得し、維持し、利用し又は防御する目的で、習慣的かつ有償の方法により、

助言し、援助し又は他人の代理をする役務を公衆に提供することである。

前段落にいう役務には、法律相談及び私的証書の作成を含むものとする。

何人も、工業所有権庁長官が作成した工業所有権代理人名簿に登録されていない限り、工業所有権代理人の肩書、それと同等の肩書又はそれとの混同を招く程に類似する肩書を使用することはできない。

前段落の規定についての違反には、刑法第 259 条第 2 項に定める罰が科される。

何人も、第 L421 条 1 に定められている名簿に登録されていない限り、かつ、第 L422 条 6 による職業に従事していない限り、工業所有権代理人名簿には登録されない。

登録には、保持する資格及び修得した職務経験に係る、職能としての専門分野の告知を付記するものとする。

第 L422 条 2

工業所有権に関する 1990 年 11 月 26 日法律第 90-1052 号が施行された日に特許弁護士の資格を有していた者は、第 L422 条 1 に定める名簿に自動的に登録されるものとする。

第 L422 条 3

1990 年 11 月 26 日法律第 90-1052 号が施行された日に第 L422 条 1 にいう業務を行っている会社は、工業所有権代理人名簿への登録を請求することができる。

そのような場合は、第 L422 条 7(b)に定められた条件は適用されない。

当該請求は、前記 1990 年 11 月 26 日法律第 90-1052 号の施行後の遅くとも 2 年以内に提出しなければならず、そうしない場合はその権利は喪失する。

第 L422 条 4

工業所有権庁への手続において代理人を立てることを希望する者は、対象事項の技術的内容から当該委任が必要とされる行為に限り、第 L422 条 1 の最終段落によって定められた専門分野が当該行為に適合する工業所有権代理人に委任することができる。

前段落の規定は、弁護士の役務、申請人が契約上の義務を負う会社若しくは公共機関の役務、専門職業機関の役務、又は欧州共同体加盟国若しくは欧州経済地域協定締約国の領域内で業務を営む専門家であって当該国において中央工業所有権庁に対して代理業務を随時行うことを認められている者の役務を利用することを妨げない。

第 L422 条 5

1990 年 11 月 26 日時点において第 L422 条 1 第 1 段落にいう業務を行っている者は、第 L422 条 4 の規定に拘らず、工業所有権庁長官が作成する特別名簿に登録されることを条件として、同条第 1 段落にいう手続において第 1 段落にいう者の代理人となることができる。

登録は、本条最終段落に定める条件に従うことを前提とし、関係人が工業所有権庁長官に対する宣言により登録を請求していることを条件として、自動的に行われる。

宣言は、1990 年 11 月 26 日法律第 90-1052 号施行後遅くとも 2 年以内に行わなければならず、そうしない場合はその権利は喪失する。

何人も、善良な性格を有していないときは、第 1 段落に定める名簿に登録することはできない。

第 L422 条 6

工業所有権代理人は、個人若しくは団体として、又は他の工業所有権代理人の従業者として職務を行うものとする。

第 L422 条 7

工業所有権代理人の職務が会社を通じて行われる場合は、会社は、民間専門職会社又はそれ以外の形で設立される会社の形をとることができる。後者の場合は、次の条件が満たされていなければならない。

- (a) 取締役会会長、経営者、取締役会構成員、事務所長、管理者、及び取締役会又は監督委員会の構成員の過半数が、工業所有権代理人としての資格を有していること
- (b) 工業所有権代理人が資本及び議決権の過半数を保有していること
- (c) 新規パートナーの受入には、事情に応じて、取締役会、監督委員会、又は管理者の事前承認を条件としていること

商法第 L225 条 21 の最初の 2 項、第 L225 条 44 及び第 L225 条 85 の規定は、工業所有権代理人会社の取締役会構成員にも、監督委員会構成員にも適用されない。

工業所有権代理人の職務が会社を通じて行われる場合は、会社は、自然人としての工業所有権代理人の登録に加え、第 L422 条 1 に規定する名簿の特殊事項欄に登録しなければならない。

第 L422 条 8

すべての工業所有権代理人は、職務の遂行における過失又は過誤に関し、業務上の民事責任を担保する保険に入っている旨、及び受領した資金、動産又は物件の弁償のための特別の保証を有している旨の証拠を提出しなければならない。

第 L422 条 9

ここに、工業所有権庁の管轄の下に法人格を有する国内工業所有権代理人協会を設立し、公共機関に対して工業所有権代理人を代表させ、彼らの職業的利益を守り、また、行動規範の遵守を確保することとする。

第 L422 条 10

工業所有権代理人の職業を営む自然人又は法人が、本編の規則若しくはその適用のために採用される本文に違反したか、又は誠実、名誉若しくは良心に反する行為をしたかの何れかの罪を犯す場合は、たとえそれが職業外の範囲であったとしても、次の懲戒措置、すなわち、警告、譴責、停職、又は除名の何れかが適用されることがある。

罰は、司法官が主宰する国内工業所有権代理人協会の規律委員会によって宣告される。

第 L422 条 11

工業所有権代理人は、すべての事項において、また、第 L422 条 1 において言及されるすべての役務について、職業上の秘密を守らなければならない。顧客向けの又は顧客のために意図された意見、顧客、同僚又は弁護士との間に交わされた職業上の通信、会合の覚書、更に一般的にはファイル中のすべての書類は、職業上の秘密の対象となる。

第 L422 条 12

工業所有権代理人の職務は、次のものと両立しない。

- (1) 自分自身で行うか他人を通じて行うかを問わず、すべての商業活動
- (2) 合名会社のパートナー、合資会社又は株式合資会社の無限責任パートナー、非公開有限会社の管理者、株式会社の取締役会会長、取締役会構成員、社長又は副社長、簡易株式会社の会長又は管理者、民事会社の管理者としての自らの資格。ただし、これらの会社／パートナーシップの目的が工業所有権代理人の職務、又は関連する職務上の利益若しくは家族の利益の管理を行うことにある場合は、この限りでない。
- (3) 商業会社の監督委員会又は取締役会における構成員としての地位。ただし、当該工業所有権代理人が職業に携わってきた期間が 7 年未満であるか又は国務院布告に規定する条件に基づく免除を事前に取得していなかった場合に限る。

第 L422 条 13

工業所有権代理人の職業は、特別法又は規則に従うことを条件として、他の職業と両立しないものとする。

ただし、工業所有権代理人の職業は、教職、及び仲裁人、調停人、斡旋人又は法律専門家の職能と両立するものとする。

第 III 章 雑則

第 L423 条 1

如何なる自然人又は法人も、関係人の代理人となり、助言を与え、又は工業所有権法に関する文書を作成する目的で勧誘を行うことを禁止される。ただし、この禁止は、規則によって定められた条件に基づく役職を通じて専門家又は企業に対してなされる役務提供の申出までには及ばない。

前段落の規定についての違反は、勧誘及び訪問販売に対する消費者保護に関する 1972 年 12 月 22 日法律第 72-1137 号第 5 条に定められた処罰の対象となる。

同段落にいう活動に関する一切の宣伝行為は、規則によって定められた条件に従わなければならない。

第 L423 条 2

本編の施行条件は、国務院布告によって定められる。

国務院布告は、特に次のことを定めるものとする。

- (a) 第 I 章の施行条件
- (b) 第 L422 条 1 の実施条件
- (c) 第 L422 条 4 の施行条件
- (d) 第 L422 条 5 の施行条件
- (e) 革新の過程に介在する他の役務提供者との専門家間集合を可能にするために、第 L422 条 7(b)にいう義務の適用を放棄することができる条件
- (f) 工業所有権代理人に適用される行動規範
- (g) 国内工業所有権代理人協会の組織及び定款並びに会費額決定の規則

第Ⅴ巻 意匠及びひな形

第Ⅰ編 保護の条件及び手続

第Ⅰ章 適用の範囲

第Ⅰ節 保護の対象

第L511条1

製品の全体又は部分の外観であつて、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するものは、意匠又はひな形としての保護の適格性を有する。そのような特徴は、製品自体の特徴、又はその装飾の特徴とすることができる。

工業製品又は手工芸品は何れも製品とみなされ、それには特に複合製品に組み込まれる予定の部品、包装、外装、図形記号及び印刷書体が含まれるが、コンピュータ・プログラムは除かれる。

第L511条2

意匠又はひな形は、新規性があり、かつ、独自性を有する場合に限り、保護される。

第L511条3

意匠又はひな形は、登録出願日又は主張された優先日時点において同一の意匠又はひな形が開示されていない場合に新規性があるものとみなされる。意匠又はひな形は、その特徴が重要でない細部においてのみ異なる場合は、同一であるものとみなされる。

第L511条4

意匠又はひな形は、それが識者に与える全体の視覚的印象が登録出願日前又は主張された優先日前に開示された何らかの意匠又はひな形のそれと異なる場合は、独自性を有する。独自性を評価するに際しては、意匠又はひな形の開発における創作者の自由度が考慮される。

第L511条5

複合製品の一部分の意匠又はひな形は、次のとおりである場合に限り、新規性があり、かつ、独自性を有するとみなされる。

(a) その構成部分が複合製品に組み込まれた上でも、最終使用者による当該複合製品の通常の使用中に引き続き目に見えること。ただし、保守、点検又は修理作業中は除く。

(b) 構成部品の目に見える特徴がそれ自体で新規性及び独自性の要件を満たしていること。複合製品とみなされるのは、取り替えることができる複数の部品で構成された製品である。

第L511条6

意匠又はひな形は、刊行、使用又はその他何らかの方法を通じて公衆の利用に供された場合は、開示されたものとみなされる。意匠又はひな形が、登録出願日前又は主張された優先日前に、当該分野での通常取引過程に従って、欧州共同体で業務を営む専門家の合理的に知

るところとならなかった場合は、開示はされていない。

ただし、意匠又はひな形は、明示的又は黙示的守秘条件付きで第三者に開示されたという事実のみでは、公衆に開示されたとはみなされない。

この開示は、出願日前又は主張された優先日前 12 月以内に行われ、次の何れかに該当する場合は、考慮されない。

(a) 意匠又はひな形の開示が創作者若しくはその権原承継人によりなされたか、又はその開示が創作者若しくはその権原承継人により提供された情報の結果として若しくは創作者若しくはその権原承継人の行為の結果として第三者によりなされた場合、又は

(b) 意匠又はひな形の開示が創作者又はその権原承継人に対する不当な行為の結果としてなされた場合

本条にいう 12 月の期間は、2001 年 10 月 1 日前に発生した開示には適用されない。

第 L511 条 7

公序良俗に反する意匠又はひな形は、保護されない。

第 L511 条 8

次のものは、保護の対象にならない。

(1) 製品の外観であって、その特徴が製品の技術的機能のみで決まるもの

(2) 製品の外観であって、その製品を、別の製品に対置させ、これと接続し又はその内側若しくは外側に設置することにより、両者の機械的結合を可能にして両製品がその機能を果たせるようにするためには、製品の正確な形状及び寸法を複製しなければならないもの
ただし、その意匠がモジュールであるシステム内で互換性を有する製品の複数の組合せ又は結合を可能にする目的に資する意匠又はひな形は、保護の適格性を有する。

第 II 節 保護の利益

第 L511 条 9

本巻の規定によって付与される意匠又はひな形の保護は、登録により取得される。その保護は、創作者又はその権原承継人に対して付与される。

登録出願人は、反証がないときは、この保護の受益者とみなされる。

第 L511 条 10

意匠又はひな形が寄託され、それが他人の権利を詐称しているとき又は法令上若しくは契約上の義務に違反しているときは、その意匠又はひな形の権利を有すると信じる者は何人も、裁判所に提訴することにより所有権を主張することができる。

所有権の主張は、意匠若しくはひな形の登録の公告から 3 年後、又は意匠若しくはひな形の登録若しくは取得の公告日時点で悪意があると判明した場合は、保護期間の満了から 3 年後にはすることができない。

第 L511 条 11

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、欧州共同体加盟国又は欧

州経済地域協定締約国の領域に営業所も居所も有していない外国人は、その者の本国がフランスの意匠又はひな形に対して相互主義の保護を与える限り、本巻の規定の利益を享受する。

第 II 章 意匠又はひな形の登録

第 I 節 登録出願

第 L512 条 1

登録出願は、出願人の居所又は登記上の営業所がパリにあるか又はフランス国外にある場合は、工業所有権庁に対して行わなければならない、そうしない場合は無効となる。

出願人の居所又は登記上の営業所がパリ以外であるがフランス内にある場合は、登録出願は、出願人の選択により工業所有権庁、又は商事裁判所の書記課若しくは商事裁判所がないときは商事を裁く裁判所の書記課に対して行うことができる。

出願が裁判所の書記課に対して行われる場合は、当該書記課は、その出願を工業所有権庁に移送するものとする。

第 L512 条 2

出願は、本巻に定める方式及び条件に基づいて行わなければならない。

出願は、それが許容されるためには、出願人の同定及び該当する意匠の複製を含まなければならない。

審査によって次のことが明らかになった場合は、出願は拒絶される。

- (a) 出願が、所定の条件に基づいて又は所定の方式によって行われていないこと
- (b) 意匠を公表すれば、公序良俗に反することになること

ただし、拒絶は、先ず出願人に対し、場合により出願の不備の是正又は意見の提出を要請することなしには宣告されない。

頻繁に商品の形状及び体裁を変更する産業に属する意匠の場合は、出願は、国務院布告によって定められた簡易方式で行うことができる。このような出願に由来する権利は、当該出願が、意匠の公告予定日直前の 6 月の間に、前段落にいう布告において定められた一般的要件に従うに至らなかった場合は、失効が宣告される。

第 L512 条 3

出願人又は出願の所有者が所定の期限を守らなかった場合において、正当な理由を示すことができるときは、不遵守の結果生じた権利の取消は、解除されることがある。

第 II 節 登録の無効

第 L512 条 4

意匠又はひな形の登録は、次の場合に裁判所の判決によって無効を宣言される。

- (a) 第 L511 条 1 から第 L511 条 8 までの規定が守られていない場合
- (b) 所有者が、第 L511 条 9 に基づく保護を享受することのできない者であった場合
- (c) その意匠又はひな形が、登録出願の出願日後又は優先権が主張されている場合は優先日

後に公衆に開示された先の意匠又はひな形であって、共同体意匠若しくはひな形、フランス意匠若しくはひな形、又はフランスを指定する国際意匠若しくはひな形の登録によって、又は当該意匠若しくはひな形の登録出願によって、先の日から保護されているものに与えられた権利を侵害する場合

(d) 第三者の著作権を侵害する場合

(e) その意匠又はひな形が、先に保護された識別性のある標識を、所有者の許可なく使用するものである場合

(b), (c), (d)及び(e)に掲げる無効理由は、示されている権利を有する者のみがこれを主張することができる。

公訴官は、無効の理由を問わず、意匠又はひな形に対して職権により無効訴訟を提起することができる。

第 L512 条 5

無効の理由が意匠又はひな形に対して部分的にのみ影響を及ぼす場合において、意匠又はひな形が修正された形態で保護の要件を満たし、かつ、その意匠又はひな形の同一性が保持されるときは、登録はその修正された形態で維持することができる。

第 L512 条 6

意匠又はひな形が部分的に又は全体的に無効であると宣言する裁判所の判決は、絶対的な効力を有する。これは、第 L513 条 3 にいう国内登録簿に記録される。

第 III 章 登録により付与される権利

第 L513 条 1

登録は、出願日から 5 年間効力を有し、この期間は、25 年を限度として 5 年単位で延長することができる。

2001 年 10 月 1 日前に寄託された意匠又はひな形は、延長することができないものとして、その寄託日から 25 年間保護される。2001 年 10 月 1 日前にその保護が新たに 25 年間延長された意匠又はひな形は、当該期間の満了まで保護される。

第 L513 条 2

本法第 I 巻及び第 III 巻を含む他の法規定の適用から発生する権利を害することなく、意匠又はひな形の登録は、その所有者に譲渡又はライセンスすることができる所有権を付与する。

第 L513 条 3

寄託された意匠又はひな形に付与された権利を修正又は移転する如何なる行為も、国内意匠及びひな形登録簿に登録されない限り、第三者に関して効力を有さない。

第 L513 条 4

当該意匠又はひな形から構成される製品の製造、提供、市販、輸入、輸出、使用又はそのような目的のための所有は、その意匠又はひな形の所有者の同意のない限り禁止される。

第 L513 条 5

意匠又はひな形の登録によって付与される保護は、識者に全体として異なる視覚的印象を与えない如何なる意匠又はひな形にも及ぶものとする。

第 L513 条 6

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、次のものに対しては行使することができない。

- (a) 私的に行われる非営利目的の行為
- (b) 実験目的で行われる行為
- (c) 引用又は教授目的の複製行為であって、その行為が登録及び権利所有者の名称に言及する場合。ただし、そのような行為が公正な取引慣行を守り、当該意匠又はひな形の正常な利用を害さない場合に限る。

第 L513 条 7

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、次のものについては行使することができない。

- (a) 一時的にフランス領域に入る他国籍船舶又は航空機の機器
- (b) これらの船舶又は航空機の修理のための部品及び付属品のフランスへの輸入又はその修理作業

第 L513 条 8

意匠又はひな形の登録によって付与される権利は、製品が当該意匠又はひな形の所有者によって又はその同意を得て欧州共同体又は欧州経済地域において販売されている場合は、当該意匠又はひな形から構成される製品を対象とする行為には適用されない。

第 IV 章 雑則

第 L514 条 1

本巻適用のための条件は、必要な場合は、国務院布告によってこれを定める。

第 L514 条 2

一定の産業に限定された規則の規定によって、認定された意匠又はひな形を事業者が優先的に使用することを可能にする措置を定めることができ、これには、工業所有権庁の承認を得ることを条件として、専用登録簿を保有する措置を含めることができる。

第 II 編 紛争

単一章

第 L521 条 1

被害者は、出願が公開される前であっても、簡易請求書及び出願証明書を提出して、執行官

に対し、事件を管轄する第1審裁判所所長が発する命令に基づいて、差押を伴い又は伴わずに、原因となった物品又は器具についての詳細な記述を求めることができる。

裁判所所長は、請願人が警察職員又は地方裁判所裁判官の助力を得ることを許可し、また、請願人に対して執行開始前に保証金の供託を要求することができる。外国人が差押を要請する場合は、常に保証金が必要になるものとする。

記述された物品の所有者には、前記命令及び保証金の供託証書の写しが交付されるものとし、そうでない場合は何れの場合も無効となり、かつ、執行官を相手とする損害賠償が裁定される。

請願人が、民事か刑事かを問わず、記述又は差押後15日以内に訴訟手続を提起しないときは、記述又は差押は自動的に無効になるものとするが、損害賠償の請求を妨げるものではない。

第L521条2

出願前の事件は、本巻に基づく訴訟の対象とはならない。

出願後であるが公告前の事件は、民事訴訟であっても、被害者が被告の悪意を証明することができる場合に限り、第L521条4に基づく訴訟の対象となり得る。

民事か刑事かを問わず、同条に基づく訴訟手続は、出願が公告されるまでは提起することができない。

事件が出願公告後に生じた場合は、当該行為をなした者は、証拠を提出することを条件として、善意であった旨の抗弁をすることができる。

第L521条3

本巻によって付与された権利を侵害する物品を被害者の利益のために没収する命令は、免責の場合にも下されるものとする。

更に、裁判所は、有罪決定の場合は、告発された物品を製造することを明確な目的として使用された機器の没収を命じることができる。

第L521条3-1

司法警察職員は、第L521条4第1段落に基づく違反の報告を受けた場合は直ちに、不法に製造、輸入、貯蔵、発売、納入又は供給がされた商品、並びに当該不法行為の目的で特設された資材及び設備の差押を行うことができる。

第L521条4

本巻によって保証された権利を知らずに行われた侵害には、3年の拘禁及び300,000ユーロの罰金が科される。当該違反が組織犯罪集団によって行われた場合は、罰は、5年の拘禁及び500,000ユーロの罰金に引き上げられる。

前記に加え、裁判所は、違反を犯した事業所に対し、5年を超えない期間について、全部又は一部の、恒久的又は一時的な閉鎖を命じることができる。

一時的閉鎖は、雇用契約の解除若しくは中断、又は関係従業者にとって金銭的な不利益を発生させる理由としてはならない。恒久的閉鎖のために解雇が行われる場合は、解雇は、解雇予告に代わる補償及び解雇補償に加え、雇用契約違反に対する労働法第L122条14-4及び第L122条14-5に規定する損害賠償を生じさせるものとする。これらの補償金の支払の不履行

には、6月の拘禁及び3,500ユーロの罰金が科される。

第L521条5

法人に対しては、第L521条4に定義する違反行為に関して刑法第121条2に規定する方法で有罪の宣告が行われることがある。

法人に科される罰は次のとおりである。

(1) 刑法第131条38において定める手続による罰金

(2) 同法第131条39にいう罰

(2)に基づく第131条39にいう禁止は、遂行中に又は遂行の際に犯罪となった行為を対象とする。

第L521条6

本巻によって保証された権利について反復して侵害が生じた場合、又は違反者が被害者に対して契約関係を現在有しており、若しくは従来有してきた場合は、その罰は2倍とされる。違反した当事者は、前記に加え、5年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所での選挙権及び被選挙権、並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第L521条7

税関当局は、寄託意匠の所有者からの書面による請求があるときは、当該意匠を侵害していると同人から申し立てられた物品を、検査の過程で差し押さえることができる。

公訴官、告訴人及び当該物品を申告又は所有している者は、税関当局から差押の措置について遅滞なく通知を受けるものとする。

差押の措置は、告訴人が差押措置の通知日後10就業日以内に税関当局に次の何れかを証明しなかった場合は、当然の権利として解除される。

－予防措置が第1審裁判所所長によって命令されていること

－告訴人が、民事裁判所又は軽罪裁判所に訴訟手続を提起しており、かつ、申し立てた侵害の根拠がないと最終的に判断された場合に賠償する責任を担保する所定の保証を提出済であること

告訴人は、前段落にいう訴訟手続を提起するために、税関当局に対し、差し押さえられた物品の送り主、輸入者及び荷受人又はその所有者の名称及び住所並びにその数量を、税関全職員が守るべき業務上の秘密に関する関税法第59条の2の規定に拘らず、通知するよう請求することができる。

第1段落にいう差押は、欧州共同体加盟国で適法に製造され又は自由な流通に供された欧州籍を有する商品であって、関税法第1条に定義する税関地域で通関され、欧州共同体の別の加盟国の市場に供されて適法に販売することを意図するものには関係しない。

第 VI 卷 発明及び技術的知識の保護

第 I 編 発明特許

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 総則

第 L611 条 1

工業所有権庁長官は、発明に工業所有権を付与し、権利の所有者又はその権原承継人に当該発明を実施する排他権を付与することができる。

権原の付与は、第 L612 条 21 に定める法定公表を条件とする。

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、本編が適用される領域以外にその居所又は営業所を置く外国人は、当該外国人が国籍を有する国において、フランス国民が相互主義の保護を付与されている場合に限り、本編の利益を享受する。

第 L611 条 2

発明は、次の工業所有権で保護される。

- (1) 特許。これは出願日から 20 年間付与される。
- (2) 実用証。これは出願日から 6 年間付与される。
- (3) 第 L611 条 3 による特許に関する補充的保護証明書。これは、関係する特許の法定期間の終了時に発効し、特許終了時から 7 年、及び同条にいう販売許可の発行から 17 年を超えない期間について効力を有する。

特許に関する本巻の規定はまた、第 L612 条 14、第 L612 条 15 及び第 L612 条 17 第 1 段落に含まれているものを除き、実用証にも適用される。同様に、当該規定は、補充的保護証明書にも適用されるものとするが、ただし、第 L611 条 12、第 L612 条 1 から第 L612 条 10 まで、第 L612 条 12 から第 L612 条 15 まで、第 L612 条 17、第 L612 条 20、第 L613 条 1 及び第 L613 条 25 に含まれるものを除く。

第 L611 条 3

フランスにおいて効力を有し、かつ、その対象が医薬、医薬の製造方法、当該医薬製造のために必要な製品、又は当該製品を製造するための方法である特許の所有者は何人も、それらが公衆衛生法第 L601 条又は第 L617 条 1 に基づく販売許可の対象となる医薬特殊品を製造するために使用される場合は、販売許可の発行の時から、本巻によって定められ、かつ、国務院布告で詳細に規定された条件に基づき、特許のうち当該許可に対応する部分について補充的保護証明書を取得することができる。

第 L611 条 4

1979 年 7 月 1 日前になされた特許出願及び出願日がそれより前である特許には、出願日に施行されていた規則が引き続き適用される。

ただし、当該特許及び特許出願に由来する権利の行使、並びに予備報告書案が 1979 年 7 月 1

日前に作成されていなかった特許出願に関するその後の手続に対しては、本巻の規定が適用される。

第 L611 条 5

工業所有権に関する 1990 年 11 月 26 日法律第 90-1052 号が施行される前に出願されていた追加特許には、出願日に適用されていた規則が引き続き適用される。

ただし、それに由来する権利の行使には、本巻の規定が適用される。

第 II 節 所有権を受ける権利

第 L611 条 6

第 L611 条 1 にいう工業所有権は、発明者又はその権原承継人に帰属する。

2 以上の者が相互に独立して 1 の発明を行った場合は、工業所有権は、最先の出願日を証明することができる者に帰属する。

当該出願人は、工業所有権庁長官に対する行為においては、工業所有権を有するものとみなされる。

第 L611 条 7

発明者が従業者であって、従業者に対するより有利な契約上の規定がない場合は、工業所有権は、次の規定に従って決定される。

(1) 従業者による発明が、従業者の実際の職務に対応する発明の任務を含む業務契約、又は明示的に同人に委託された研究及び調査の遂行中になされた場合は、当該発明は、使用者に帰属するものとする。当該発明の創作者である従業者が追加の報酬を受ける条件は、団体協約、就業規則及び個人的雇用契約によって定められる。

使用者が産業部門別の団体協約に拘束されていない場合は、追加の報酬に関する紛争は、第 L615 条 21 によって設立される労使調停委員会又は第 1 審裁判所に提出しなければならない。

(2) 前記以外のすべての発明は、従業者に帰属するものとする。ただし、発明が、従業者の職務遂行の間に、又は会社の業務の範囲内で、又は会社の技術若しくは特定的手段若しくは会社が取得したデータについての知識若しくは使用を理由として従業者によってなされている場合は、使用者は、国务院布告によって定められた条件及び期限に従うことを条件として、従業者の発明を保護する特許に係る権利について、その所有権、又は権利の全部若しくは一部の享受を自己に移転させる権原を有するものとする。

従業者は、公正な対価を取得する権原を有するものとし、当事者間で合意が成立しない場合は、第 L615 条 21 によって設立される労使調停委員会又は第 1 審裁判所により決定される。

同委員会又は同裁判所は、提出されるすべての要素、特に使用者及び従業者によって提出されるものを考慮し、両者各々の当初の貢献並びに発明の工業的及び商業的実用性の双方に依りて、公正な対価を算定するものとする。

(3) 従業者である発明の創作者は、その発明について使用者に通知し、使用者は、規則によって定められた条件及び期限に従って受領を確認するものとする。

従業者及び使用者は、発明に関する一切の関連情報を相互に連絡しなければならない。両者とも、本巻によって与えられた権利の行使を全面的又は部分的に損うこととなるような開示

を一切差し控えなければならない。

従業者が行った発明に関する従業者とその使用者との間の契約は、書面で記録されるものとし、そうでない場合は無効とする。

(4) 本条の施行規則は、国務院布告によって定められる。

(5) 本条は、国務院布告によって定められた条件に基づいて、国家公務員、地方公務員及びその他の如何なる公共法人の職員にも適用される。

第 L611 条 8

工業所有権付与の出願が、発明者又はその権原承継人から不法に詐取した発明について、又は法律上の契約義務に違反してなされている場合は、被害を受けた当事者は、出願又は付与された権原に係る所有権を主張することができる。

所有権を主張する訴訟は、工業所有権付与の公告から 3 年を経過した後は提起することができない。

ただし、権原が付与されたとき又は取得されたときに権原の所有者に悪意があったことを証明することができる場合は、出訴期限は権原満了後 3 年とする。

第 L611 条 9

発明者は、従業者であるか否かを問わず、発明者として名称が特許に記載されるものとする。

発明者はまた、当該記載に反対することができる。

第 III 節 特許を受けることができる発明

第 L611 条 10

(1) 産業上の利用可能性があり、新規性を有し、進歩性を含んでいる発明は、特許を受けることができる。

(2) 次に特定されているものは、(1)の意味においては発明とはみなさない。

(a) 発見、科学的理論及び数学的方法

(b) 審美的創作物

(c) 精神的行為、遊戯又は事業を行うための計画、法則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム

(d) 情報の提示

(3) (2)の規定は、同規定にいう事項について、特許出願又は特許が当該対象又は行為それ自体に関連する範囲に限り、その特許性を排除する。

(4) 発明は、全面的又は部分的に生物学的材料から成る製品、又は生物学的材料を生成し、処理し又は使用するための方法に係るものであることを条件として、第 L611 条 17、第 L611 条 18 及び第 L611 条 19 に規定する場合を除き、(1)に規定する条件に基づいて特許を受けることができる。

遺伝情報を含み、かつ、それ自体で繁殖すること又は生体系において繁殖させることができる材料は、生物学的材料とみなす。

第 L611 条 11

発明が技術水準の一部を形成していないときは、その発明は新規なものとなされる。技術水準は、特許出願の出願日前に、書面若しくは口頭の説明、使用又はその他の方法により公衆の利用に供されたすべてのものを含むとみなされる。更に、フランスでの特許出願及びフランスを出願国に指定する欧州又は国際特許出願であつて、その出願日が第 2 段落にいう日の前であるものの内容が前記の日以後に公表された場合は、当該対象は、技術水準の中に含まれるとみなされる。前段落の規定は、技術水準の中に含まれる如何なる物質又は組成物に関しても、第 L611 条 16 にいう方法での使用についての特許性を排除するものではない。ただし、同条にいう方法での使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。

第 L611 条 12

最初の出願がパリ同盟又は世界貿易機関の加盟国でない国において行われている場合は、当該国がフランスの特許出願、フランスを指定国とする国際出願又は欧州出願の最初の出願を基礎として同等の優先権を付与するのではない限り、当該出願に関し、同一の条件に基づいてパリ条約によって与えられるのと同等の効力を有する優先権を与えることはできない。

第 L611 条 13

第 L611 条 11 の適用に関しては、次の 2 の場合での発明の開示は考慮に入れられないものとする。

- －開示が、特許出願の前 6 月以内になされた場合
- －開示が、当該特許出願日後における先の特許出願の公開による場合。何れの場合も、開示が直接又は間接に次に起因していたときに限る。
 - (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用
 - (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928 年 11 月 22 日にパリで署名された国際博覧会に関する条約(改正)の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会に発明を出品したという事実

ただし、後者の場合は、発明を出品したことを出願時に申し立てており、かつ、その証拠を規則によって定められた期限及び条件に従って提出していなければならない。

第 L611 条 14

発明は、技術水準に鑑みて、当該技術の熟練者にとって明白でない場合は、進歩性を含むものとみなされる。技術水準が第 L611 条 11 第 3 段落にいう書類も含むときは、当該書類は、進歩性が存在していたか否かを決定する際には考慮されない。

第 L611 条 15

発明は、農業を含む何れかの種類の産業において実施又は使用可能な場合は、産業上の利用可能性があるとなされる。

第 L611 条 16

人間又は動物の体の外科診療又は治療による処置の方法、及び人間又は動物の体について実施される診断の方法は、第 L611 条 10 の意味における産業上の利用可能性がある発明とはみ

なされない。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用される製品、特に物質又は組成物には適用されない。

第 L611 条 17

特許は、その商業利用が公序良俗と矛盾している場合は、特許を受けることができないとみなされる。ただし、この矛盾は、法令による禁止からは生じないものとする。

第 L611 条 18

様々な形成及び発達段階での人体、及び遺伝子の配列又は部分配列を含む人体の要素の 1 の単なる発見は、特許を受けることができる発明とはならない。

人体の要素の機能の技術的利用を構成する発明に限り、特許によって保護することができる。この保護は、当該特定の用途の実現及び利用に必要な範囲に限り、当該人体の要素を対象とする。この用途は、特許出願において具体的かつ明確な態様で開示されなければならない。

特に次のものは特許を受けることができないとみなされる。

- (a) 人間をクローン化する方法
- (b) 人間の生殖細胞系列の遺伝子的同一性を変更する方法
- (c) 人間の胚細胞の工業又は商業目的での利用
- (d) 遺伝子自体の全体的又は部分的配列

第 L611 条 19

(I) 次のものは、特許を受けることができない。

- (1) 動物の品種
- (2) 植物の品種であって、共同体植物品種権に係る知的所有権に適用される新しい規則を導入する規則(EC)第 873/2004 号第 5 条において定義されているもの
- (3) 植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法。交雑又は淘汰等全面的に自然現象から成る方法は、生物学的方法とみなされる。
- (4) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、人間又は動物に適切な医療上の利益をもたらすことなしに当該動物に苦痛を与える可能性が高いもの、及びそのような方法から生じた動物

(II) (I)の規定に拘らず、植物又は動物に係る発明であって、その技術的实施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないものは、特許を受けることができる。

(III) (I) (3)の規定は、技術的方法、特に微生物学的方法、又はそのような方法によって得られる製品に係る発明の特許性を害するものではない。微生物学的材料に係る若しくは微生物学的材料を生じさせる又は微生物学的材料に対して行われる方法は、微生物学的方法とみなされる。

第 II 章 出願及びその処理

第 I 節 出願

第 L612 条 1

特許出願は、本章によって定められ、かつ、規則によって詳細が明示された方式及び要件に従って行われなければならない。

第 L612 条 2

特許出願日は、出願人が次のものを含む書類を提出した日とする。

- (a) 特許を求める旨の陳述
- (b) 出願人の同定
- (c) 明細書及び 1 又は 2 以上のクレーム。ただし、明細書及びクレームが本編の他の要件を満たしているか否かを問わない。

第 L612 条 3

2 の特許出願が、同一の発明者又はその権原承継人により最長でも 12 月以内に連続してなされる場合は、出願人は、双方の出願に共通の要素に関し、第 2 の出願について第 1 の出願の出願日を享受するよう請求することができる。

当該請求は、2 の出願の何れかについて、先の外国での出願から得られる優先権の享受が既に請求されている場合は、認められない。同様に、当該請求は、最初の出願が第 1 段落の規定に基づき複数の出願日を享受しており、その内の 1 が 12 月を超えて経過している場合にも、認められない。

本条に基づき先の出願日を享受する特許が付与された場合は、同一要素に対する最初の出願日に由来する効果は、終了するものとする。

第 L612 条 4

特許出願は、1 の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように関連付けられている一群の発明を対象としなければならない。

前段落の規定に合致しない出願は、所定の期限内に分割して、分割出願としなければならない。分割出願の出願日、及び該当する場合は、優先日は、原出願についての日付とする。

第 L612 条 5

特許出願は、当該技術の熟練者が実施するのに十分な程度に明瞭かつ完全な形で、発明を開示しなければならない。

発明が、公衆の利用に供されない生物学的材料であって、当該技術の熟練者が実施するのを可能にするような形で記述することができないものに係わっている場合は、当該生物学的材料が公認の寄託機関に寄託されていない限り、明細書は不十分とみなされる。当該寄託物の公衆による利用のための条件は、国务院布告によって定められる。

第 L612 条 6

クレームは、保護を求める事項を特定しなければならない。クレームは、明瞭かつ簡潔であって、明細書により裏付けられていなければならない。

第 L612 条 7

(1) 先の出願の優先権を利用しようとする特許出願人は、規則によって定められた条件及び期限に従って、優先権の申立及び先の出願の写しを提出しなければならない。

(2) 複数の優先権が異なる国において発生しているという事実があったとしても、1 の特許出願に関し複数の優先権を主張することができる。該当する場合は、同一のクレームに対して複数の優先権を主張することができる。複数の優先権が主張される場合は、優先日から始まる期限は、最先の優先日から計算される。

(3) 1 の特許出願に関し、1 又は 2 以上の優先権が主張される場合は、優先権は、優先権が主張されている出願要素のみを対象とする。

(4) 優先権の主張がされている発明の一定の要素が、先の出願におけるクレームの中に見出されない場合は、先の出願の書類が全体として当該要素を明確に開示していることを条件として、優先権を付与することができる。

(5) 優先権の効果に関して、優先日は、第 L611 条 11 第 2 段落及び第 3 段落を適用する目的では、特許出願の出願日とみなされる。

第 II 節 出願の処理

第 L612 条 8

国防担当大臣は、工業所有権庁において、秘密扱いの条件で特許出願を知得する権限を有する。

第 L612 条 9

特許出願の対象である発明は、それを開示又は自由を実施することの許可が付与されるまでは、そのように扱ってはならない。

当該時期が到来するまでは、特許出願を公衆の利用に供することはなく、許可された場合を除き特許出願の正謄本は交付されず、第 L612 条 14、第 L612 条 15 及び第 L612 条 21(1)に基づく手続を始めることはできない。

第 1 段落にいう許可は、第 L612 条 10 に従うことを条件として、いつでも付与することができる。この許可は、特許出願日後 5 月の期間が満了したときは、自動的に付与されるものとする。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は、工業所有権担当大臣が、国防担当大臣の見解を聴取した後に、これを付与する。

第 L612 条 10

第 L612 条 9 第 1 段落に定められた禁止は、同条第 2 段落にいう期間が満了する前に、国防担当大臣の要求により、更新可能な 1 年の期間延長をすることができる。禁止期間の延長は、同じ手続に基づき、いつでも解除することができる。

本条に基づいて禁止期間が延長された場合は、特許出願の所有者は、被った損害に見合う補償を受ける権原を有する。円満な合意に至らない場合は、当該補償は、第1審裁判所によって決定される。訴訟は、すべての審級の裁判において、非公開で行われる。

特許所有者は、補償額を決定した最終判決日から1年が満了したときに、前段落に定められた補償額の変更を申し立てることができる。

特許所有者は、被害が裁判所の査定額を上回っていることを示す証拠を提出しなければならない。

第 L612 条 11

工業所有権庁長官は、特許出願が第 L612 条 12 にいう法律及び規則に従っているか審査するものとする。

第 L612 条 12

次の場合は、特許出願はその全部又は一部が拒絶される。

- (1) 出願が第 L612 条 1 の要件を満たしていない場合
- (2) 出願が第 L612 条 4 に従って分割されていない場合
- (3) 出願が分割出願に係るものであって、分割出願の対象が原出願における明細書内容の範囲を超えている場合
- (4) 出願の対象が、第 L611 条 7、第 L611 条 18 及び第 L611 条 19 に基づき特許を受けられないことが明らかな発明である場合
- (5) 出願の対象が、第 L611 条 10(2) の意味において発明とみなされず、又は第 L611 条 16 の意味において産業上の利用可能性がある発明とはみなされないことが明らかな発明である場合
- (6) 出願の明細書又はクレームが第 L612 条 14 の規定の適用を許容しない場合
- (7) 調査報告が新規性の欠如を明らかにしているため補正するよう通知を受けた後に、出願が補正されていない場合
- (8) クレームが明細書に基づいていない場合
- (9) 出願人が、第 L612 条 14 に定める調査報告の作成過程で、該当する場合に必要とされる意見又は新たなクレームを提出していない場合

拒絶理由が特許出願の一部のみに係わっている場合は、該当するクレームのみが拒絶される。出願の一部が第 L611 条 17 及び第 L611 条 18 の規定又は第 L612 条 1 に従っていない場合は、明細書及び図面の該当部分は、職権によって削除される。

第 L612 条 13

出願がされる日から第 L612 条 14 にいう報告に先立つ文献調査が開始されるまでは、出願人は、新たなクレームを提出することができる。

権利が付与される日までは、実用証の出願人には新たなクレームを提出する可能性が開かれているものとする。

第 L612 条 21(1) に基づき特許出願が公表される日から、かつ、規則によって定められた期間内に、如何なる第三者も、出願の対象である発明に関し、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 の意味での特許性について、工業所有権庁に意見書を提出することができる。工業所有権庁は、

当該意見書を出願人に通知するものとし、出願人は、規則によって定められた期間内に回答書を提出し、また、新たなクレームを提出することができる。

第 L612 条 14

第 L612 条 15 の規定に従うことを条件とし、かつ、出願日が与えられている場合は、特許出願は、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 の意味での発明の特許性を査定するに際して考慮されるべき先行技術の要素について、調査報告を必要とする。

当該報告は、布告によって定められた条件に従って作成される。

第 L612 条 15

出願人は、調査報告の作成を 18 月間延期するよう請求することができる。当該期間は、特許出願の時から、又は優先権が主張されている場合は優先日から開始する。出願人は、いつでもその請求を取り下げることができる。この取下は、侵害についての訴訟を提起する前、又は第 L615 条 4 第 1 段落にいう通知を行う前にしなければならない。第 L612 条 21 (1) にいう公表以降は、如何なる第三者も調査報告の作成を請求することができる。

出願人は、いつでも自らの特許出願を実用証の出願に変更することができる。前段落に定められた期間が満了し、かつ、調査報告が請求されなかった場合は、当該変更は、規則によって定められた条件に従って、職権によって決定される。

第 L612 条 16

出願人は、工業所有権庁に係る期限を遵守しなかった場合において、正当な理由を示すことができ、かつ、その支障の直接的結果が特許出願若しくはある要求の拒絶又はその他の権利若しくは訴の手段の喪失であるときは、権利回復の申立をすることができる。

この申立は、当該支障が存在しなくなってから 2 月以内に工業所有権庁長官に対して提出しなければならない。実行されなかった行為は、当該期間内に履行しなければならない。この申立は、遵守されなかった期間が満了した後 1 年間に限り認められる。

本条は、第 L612 条 15、第 L612 条 19 及び第 L613 条 22 によって定められた期間、及び工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条によって定められた優先期間の何れにも適用されない。

第 L612 条 17

第 L612 条 14 及び第 L612 条 15 に定められた手続が完了したときには、特許が付与される。付与されるすべての権利証は、明細書、図面が存在する場合はその図面、クレーム、及び特許の場合は、調査報告をもって構成される。

第 L612 条 18

正常な通信の機能が遮断される場合は、遮断日から効力を発する布告によって、工業所有権庁に係る期限を当該遮断全期間にわたり停止することがある。

第 L612 条 19

すべての特許出願及びすべての特許に関する年次手数料は、国務院布告によって定められた日以前に納付しなければならない。

年次手数料の納付が前段落にいう日までに行われなかった場合は、追加の6月の期間内に、その期間内の追加手数料を納付することを条件として、当該手数料を有効に納付することができる。

第 L612 条 20

出願人が次の範疇の1に属する場合は、出願、審査並びに特許の交付及び更新の際に課される手数料の額を軽減することができる。

- － 自然人
- － 中小企業
- － 教育又は研究部門の非営利機関

減額を受ける権利は、簡易申告によって取得することができる。すべての不実表示は、いつでも、かつ、対抗手続の終了時に、第 L411 条 4 において規定された条件に基づく工業所有権庁長官の決定によって記録される。この決定においては、納付すべきであった手数料の額の10倍を超えない額の過料を付加するものとし、当該収益は、工業所有権庁に引き渡される。本条適用のための条件は、国務院布告によって定められる。

第 III 節 発明に関する法定公表

第 L612 条 21

工業所有権庁は、国務院布告によって定められた条件に基づき、工業所有権公報での告知、本文全体を公衆の利用に供すること、又はデータバンクによる伝達若しくはデータメディア上での配布により、次のものを公表する。

- (1) 特許又は実用証の各出願ファイル。その出願日若しくは優先権が主張されている場合は優先日から18月が満了したとき、又は当該期間満了前に出願人の簡易請求があったときに行う。
- (2) 補充的保護証明書を求める申請であって、当該証明書が関連する特許出願に添付されたもの、又は当該申請時に既に特許出願が公表されているときは、当該証明書が関係する特許の同定を伴うもの
- (3) その後の手続行為
- (4) 当該権利の付与
- (5) 第 L613 条 9 にいう行為
- (6) 第 L611 条 3 にいう許可日であって、該当する特許の同定を伴うもの

第 L612 条 22

第 L612 条 21 の規定は、欧州特許出願及び欧州特許に適用される。

第 L612 条 23

工業所有権庁は、関係人の請求又は行政当局の要求に基づき、第 L611 条 11 及び第 L611 条 14 に基づいて発明の特許性を査定するときに考慮される先行技術の要素を引用する報告書を発行する。

第 III 章 特許に由来する権利

第 I 節 実施の排他権

第 L613 条 1

第 L611 条 1 にいう実施の排他権は，出願の時から効力を有するものとする。

第 L613 条 2

特許によって付与される保護の範囲は，クレームの文言によって定められる。ただし，クレームを解釈するために，明細書及び図面が用いられるものとする。

特許が方法に関するものであるときは，特許によって付与される保護は，当該方法によって直接得られた製品に及ぶものとする。

第 L613 条 2-1

遺伝子配列に関するクレームの範囲は，明細書において具体的に開示された特定の機能に直接関連する配列の部分に限定される。

遺伝子配列を含む特許の交付によって創出された権利は，同一の配列に関する後のクレームが第 L611 条 18 の要件を満たし，かつ，当該配列の他の特定の機能を開示している場合は，当該後のクレームに対抗することができない。

第 L613 条 2-2

第 L613 条 2-1 及び第 L611 条 18 において規定されることを除き，遺伝情報を含むか又は遺伝情報から成る製品に関する特許によって付与される保護は，当該製品が組み込まれている材料であって，遺伝情報が含まれ，その表示された機能を果たしているものに及ぶ。

第 L613 条 2-3

発明の結果として特別の特徴を有する生物学的材料に関する特許によって付与される保護は，繁殖又は増殖によって生物学的材料から得られた生物学的材料であって，同一の特徴を有するものに及ぶ。

発明の結果として特別の特徴を有する生物学的材料を生産することができる方法に関する特許によって付与される保護は，当該方法によって直接得られた生物学的材料，及び繁殖又は増殖によって当該生物学的材料から得られた他の生物学的材料であって，同一の特徴を有するものに及ぶ。

第 L613 条 2-4

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 にいう保護は，欧州共同体加盟国又は欧州経済地域協定締結国の領域において特許所有者によって又はその同意を得て市販された生物学的材料の繁殖又は増殖から得られた生物学的材料には及ばない。ただし，生物学的材料が市販された目的である利用の結果として当該繁殖又は増殖が必然的に生じる場合に限るものとし，かつ，得られた材料が後に他の繁殖又は増殖のために使用されないことを条件とする。

第 L613 条 3

次の行為は、特許所有者の同意がない限り、禁止される。

(a) 特許の対象である製品の製造、提供、発売若しくは使用、又はそれらの目的での製品の輸入若しくは貯蔵をすること

(b) 特許の対象である方法を使用すること、又は特許所有者の同意がない限りその方法を使用することが禁じられていることを第三者が知っているか若しくはそのことが状況から明白である場合に、フランスの領域内での使用のためにその方法を提供すること

(c) 特許の対象である方法によって直接得られた製品の提供、発売若しくは使用、又はそれらの目的での輸入若しくは貯蔵をすること

第 L613 条 4

(1) 発明をその本質的要素に関してフランス領域内で実施する手段について、それが発明の実施に適しており、かつ、意図されていることを第三者が知っており、又はそのことが状況から明白である場合は、特許所有者の同意なしに、特許発明を実施する権原を有する者以外の者に、当該手段をフランス領域内で供給すること又は供給の申出をすることも禁止される。

(2) 実施の手段が一般的市販品である場合は、第三者が、他から供給を受けた者に第 L613 条 3 によって禁止されている行為を実行するよう仕向けるときを除き、(1)は適用されない。

(3) 第 L613 条 5(a)、(b)及び(c)にいう行為を実行する者は、(1)の意味において発明を実施する権原を有する者とはみなされない。

第 L613 条 5

特許によって付与される権利は、次の行為には及ばない。

(a) 私的にかつ非商業目的でなされる行為

(b) 特許発明の対象に関し実験の目的でなされる行為

(c) 医師の処方に従って薬局においてなされる個々の症例のための即座の調剤、又はそのように調剤された医薬に関する行為

第 L613 条 5-1

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 の規定を変更して、特許所有者による、又はその同意を得た、農業用の植物繁殖材料の農家に対する販売又はその他の形態の商業行為は、当該農家が自己の収穫物を自己の農場において自ら繁殖又は増殖のために使用することに対する許可を意味するものとする。

当該使用の条件は、共同体植物品種権に関する 1994 年 7 月 27 日の理事会規則(EC)第 2100/94 号第 14 条に定める条件とする。

第 L613 条 5-2

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 の規定を変更して、特許所有者による、又はその同意を得た、種畜又はその他の動物繁殖材料の農家に対する販売又はその他の形態の商業行為は、保護されている家畜を、必要な場合は料金を支払って、農業目的で使用することに対する許可を意味するものとする。この許可には、動物又は他の動物繁殖物を当該農家の農業活動遂行の目的に供することが含まれるが、商業的繁殖活動の分野での販売は含まれない。

第 L613 条 5-3

第 L613 条 2-2 及び第 L613 条 2-3 によって付与される権利は、他の植物品種を創出若しくは発見し、育成するために行われる行為には及ばない。

第 L613 条 6

特許によって付与される権利は、特許の対象である製品に関する行為であって、当該製品が特許所有者によって、又はその明示的同意を得て、フランスにおいて又は欧州経済地域協定締約国の領域において市販された後にフランスの領域において行われるものには適用されない。

第 L613 条 7

本巻の適用領域内であって、特許の出願日又は優先日において特許の対象である発明を善意で所有していた者は、特許の存在に拘らず、当該発明を実施する個人的権利を享受する。本条によって付与される権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部と共にする場合に限り、移転することができる。

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 L613 条 8

特許出願又は特許に由来する権利は、その全部又は一部を譲渡することができる。これらの権利は、その全部又は一部を発明の実施に関する排他的又は非排他的ライセンス付与の対象とすることができる。特許出願又は特許によって付与される権利は、実施権者が前段落に基づいて定められたライセンスの範囲を超える場合は、実施権者に対して行使することができる。第 L611 条 8 にいう場合に従うことを条件として、第 1 段落にいう権利の譲渡は、譲渡の日前に第三者が取得した権利に影響を与えるものではない。第 1 段落及び第 2 段落にいう譲渡又はライセンスを構成する行為は、書面をもって行われるものとし、そうでない場合は無効とする。

第 L613 条 9

特許出願又は特許に由来する権利を譲渡又は変更する一切の行為は、他人に対して効力を有するためには、工業所有権庁に備える国内特許登録簿に登録しなければならない。ただし、登録前の行為であっても、当該行為の日後に権利を取得したが、権利を取得するときに当該行為を知っていた当事者に対しては、効力を有するものとする。

第 L613 条 10

発明の実施を公衆に提供したいと望む所有者の請求により、かつ、特許が国内特許登録簿に登録された排他的ライセンスの対象となっていないことを条件として、如何なる特許についても、発明の特許性に明らかに影響する先発明を示していない報告書が作成されたときは、工業所有権庁長官の決定に基づいて、これを実施許諾用意の制度の対象とすることができる。前段落にいう請求は、適正な補償額の支払を条件として、特許所有者がすべての公的又は私

的法人に実施を許可する旨の宣言を含まなければならない。実施許諾用意によるライセンスは、非排他的ライセンスに限られる。特許所有者と実施権者との間で合意ができなかったときは、補償額の金額は、第1審裁判所によって決定される。実施権者は、いつでもライセンスを放棄することができる。

特許に対し実施許諾用意の制度を適用する旨の決定は、既に納付期限の到来した手数料を除き、第L612条19にいう年次手数料の減額を伴うものとする。

工業所有権庁長官は、特許所有者の請求があるときは、その決定を取り消す。取消は、前段落にいう減額の特典を失わせるものとする。取消は、関連する特許に関し既に取得され又は請求された実施許諾用意によるライセンスについては、如何なる効力も有さない。

第L613条11

特許の付与から3年又は出願日から4年の期間が満了したとき、かつ、次条以下に定める条件に従うことを前提として、如何なる公的又は私的法人も、特許に基づく強制ライセンスを取得することができるが、ただし、当該ライセンス申請時に特許所有者又はその権原承継人が正当な理由なく、次の事項に該当していることを条件とする。

(a) 欧州共同体加盟国又は他の欧州経済地域協定締約国の領域において、当該特許の対象である発明の実施を開始しておらず、又はその実施のための実質的かつ有効な準備を開始していないこと

(b) 特許の対象である製品について、フランス市場の需要を賄うに足りる量の販売を行っていないこと

前記の規定は、フランスでの(a)にいう実施又は(b)にいう販売が3年を超えて停止されている場合にも適用される。

本条の適用上、世界貿易機関を設立する協定の締約国において製造された特許製品の輸入は、当該特許の実施とみなされる。

第L613条12

強制ライセンスの申請は、第1審裁判所に提出するものとし、申請人が当該特許の所有者からライセンスを取得することができていないこと、及び効果的かつ真摯に当該発明を実施することができる立場にあることの証明を添付しなければならない。

強制ライセンスは、特にその存続期間、その適用の範囲及びその対価として支払われるべきロイヤルティの額に関して定められた条件に基づいて付与される。

これらの条件は、特許所有者又は実施権者からの請求があったときは、裁判所の判決によって変更することができる。

第L613条13

強制ライセンス及び職権によるライセンスは非排他的とする。これらのライセンスに由来する権利は、それが属する事業、企業又は企業の一部と共にする場合に限り、移転することができる。

第L613条14

強制ライセンスの所有者がライセンス付与についての条件を遵守していないときは、特許所

有権者、及び他の実施権者がある場合はその実施権者は、裁判所から当該ライセンスの撤回を取得することができる。

第 L613 条 15

先の特許を侵害している特許の所有者は、先の特許の所有者の同意なしには、自らの特許を実施することができない。先の特許の所有者は、後の特許の所有者の同意なしには、後の特許を実施することができない。

特許所有者が、第三者が所有者である先の特許を侵害することなしには自らの特許を実施することができない場合において、大審裁判所(高等裁判所)は、当該特許所有者に対し、自らの特許を実施するのに必要な範囲で、また、当該発明が先の特許との対比において重要な技術的進歩となり、かつ、多大の経済的利益をもたらすものである場合に限り、先の特許のライセンスを付与することができる。

後の特許の所有者に付与されたライセンスは、当該特許と共にする場合に限り、移転することができる。

先の特許の所有者は、裁判所に申請することにより、後の特許のクロスライセンスを付与される。

第 L613 条 12 から第 L613 条 14 までの規定が適用される。

第 L613 条 15-1

育成者は、先の特許を侵害することなしには植物品種権を取得又は実施することができない場合は、この特許に係るライセンスを請求することができる。ただし、当該ライセンスが、保護を受ける植物品種の実施のために必要であり、また、当該品種が、この特許において主張されている発明に関して重要な技術的進歩となり、かつ、多大の経済的利益をもたらす場合に限る。

裁判所に提起された申請に基づいて当該ライセンスが付与された場合は、特許所有者は、公正な条件に基づいて、保護品種を利用するためのクロスライセンスを受ける権原を有する。

第 L613 条 12 の規定が第 L613 条 14 と共に適用される。

第 L613 条 16

公衆衛生上必要な場合において、特許所有者との間に裁判外の和解が存在しないときは、工業所有権担当大臣は、公衆衛生担当大臣の要請に基づき、命令によって、次のものを第 L613 条 17 に規定された条件に基づく職権によるライセンス許諾制度の対象とすることができる。

- (a) 医療品、医療装置、体外診断用の医療装置、付加治療製品
- (b) 増殖のための方法、増殖に必要な製品又は当該製品を製造するための方法
- (c) 生体外診断方法

これらの製品、方法又は診断方法の特許は、これらの製品、これらの方法から得られる製品若しくはこれらの方法が不十分な量若しくは質で、若しくは異常に高い価格で公衆の利用に供されている場合、又は当該特許が公衆衛生上の利益に反する条件に基づいて実施されているか若しくは最終的な行政上の決定又は裁判所の判決によって反競争的慣行と判断された場合に限り、公衆衛生の利益のために、職権によるライセンス許諾制度の対象とすることができる。

ライセンスの目的が反競争的慣行を是正することにある場合又は緊急の場合においては、特許権担当大臣は、裁判外の和解を求めることを義務付けられない。

第 L613 条 17

特許を職権によるライセンスの対象とする命令の公告の日から、資格を有する者は何人も、特許を実施するライセンスの付与を求めて工業所有権担当大臣に申請することができる。当該ライセンスは、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、特にその存続期間及び適用範囲について定められた条件に基づき、同大臣の命令によって付与される。

当該ライセンスは、関係当事者に対する命令の通知の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、工業所有権担当大臣及び公衆衛生担当大臣によって承認される円満な合意が存在しない場合は、第 1 審裁判所によって決定される。

第 L613 条 18

工業所有権担当大臣は、第 L613 条 16 にいう以外の特許の所有者に対して、国家経済の要求を満たすために、当該特許を実施するよう正式に通知することができる。

当該通知に従う行為が 1 年の期間内になされない場合、及び特許が実施されず又は行われた実施の量若しくは質が不十分であって経済の発展及び公共の利益を顕著に阻害する場合は、当該通知に関連する特許は、国務院布告で職権によるライセンスの対象とすることができる。工業所有権担当大臣は、特許所有者が国民経済の要求と両立し得る正当な理由を提示することができるときは、前記 1 年の期間を延長することができる。

特許を職権によるライセンスの対象とする旨の命令が公告された日から、資格を有する者は何人も、特許を実施するライセンスの付与を求めて、工業所有権担当大臣に申請することができる。

当該ライセンスは非排他的ライセンスに限るものとし、工業所有権担当大臣の命令によって、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、その存続期間及び適用範囲について定められた条件に基づいて付与される。当該ライセンスは、関係当事者に対する命令の通知の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、円満な合意が成立しないときは、第 1 審裁判所によって決定される。

第 L613 条 19

国は、防衛上必要なときはいつでも、特許出願又は特許の対象である発明を実施することについて、その実施を国自体が行うか又は国に代わってさせるかに拘らず、職権によりライセンスを得ることができる。

当該職権によるライセンスは、国防担当大臣の要請に基づいて工業所有権担当大臣の命令によって付与されるものとする。この命令は、対価として支払われるべきロイヤルティの額を除き、ライセンスの条件を決定する。

当該ライセンスは、職権によるライセンスの要請の日から効力を生じる。

ロイヤルティの額は、円満な合意が成立しないときは、第 1 審裁判所によって決定される。

審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われるものとする。

第 L613 条 19-1

特許の対象が半導体技術分野の発明である場合は、強制ライセンス又は職権によるライセンスは、公共の非商業目的に対して又は司法若しくは行政訴訟の結果として反競争的と宣言された慣行を是正するためにのみ、付与することができる。

第 L613 条 20

国は、国防上必要な場合はいつでも、特許出願又は特許の対象である発明の全部又は一部を布告によって収用することができる。

収用のための補償金額は、円満な合意が成立しないときは、第 1 審裁判所によって決定される。

審理は、裁判の何れの審級においても、非公開で行われるものとする。

第 L613 条 21

特許の差押は、特許所有者、工業所有権庁及び特許に係る権利を有する者に送達される裁判手続外証書によって行われる。差押の結果として、特許に由来する権利についてのその後の如何なる変更も、差押をする債権者に対抗することはできない。

差押をする債権者は、所定の期間内に差押の有効性確認及び特許の販売申出の目的で裁判所に申し立てることを要し、そうしない場合は、差押は無効となる。

第 L613 条 22

(1) 特許出願又は特許の所有者は、第 L612 条 19 に規定する期間内に同条に定める年次手数料を納付しなかったときは、自らの権利を喪失する。

この権利喪失は、納付されなかった年次手数料の納付期限の日から効力を生じる。

権利喪失は、工業所有権庁長官の決定によるか又は特許権者若しくは他の者の請求によって、規則で定める条件に従って記録される。

決定は公告され、かつ、特許権者に通知される。

(2) 特許権者は、決定の通知から 3 月以内に、当該年次手数料納付の懈怠に対する正当な理由を提示することを条件として、自らの権利の回復を申し立てることができる。

回復は、年次手数料が規則で定めた期間内に納付されることを条件として、工業所有権庁長官によって許可される。

第 L613 条 23

第 L613 条 22 にいう期間は、第 L612 条 18 にいう事情が生じたときは、同条に定める条件に従って、中断されるものとする。

第 L613 条 24

特許所有者はいつでも、特許全体又はその 1 若しくは 2 以上のクレームを放棄することができる。

放棄は、書面をもって工業所有権庁に届け出なければならない。放棄は、その公告の日から効力を生じる。

質権又はライセンスに基づいて国内特許登録簿に登録されている物的財産権については、当

該権利の受益者の同意があるときに限り、放棄が認められる。

第 2 段落及び第 3 段落は、第 L612 条 15 に基づいてなされた放棄に関しては適用されない。

第 L613 条 25

特許は、次に該当する場合は、裁判所の判決によって取り消される。

(a) その対象が第 L611 条 10、第 L611 条 11 及び第 L611 条 13 から第 L611 条 17 までの条件内で特許性を有していないとき

(b) 当該技術の熟練者が実施するのに十分な程度に明瞭かつ完全に発明を開示していないとき

(c) その対象が出願時の対象を超えて拡張されているとき、又は分割出願に基づいて特許が付与されたものについては、先の出願の出願時における対象を超えて拡張されているとき
取消の理由が特許の一部のみに影響を及ぼす場合は、その取消は、それに対応するクレームの減縮の形で宣告される。

第 L613 条 26

公訴官は、職権によって特許取消のための行動をとることができる。

第 L613 条 27

特許を取り消す旨の判決は、第三者からの異議申立に従うことを条件として、絶対的効力を有するものとする。1969 年 1 月 1 日前に出願された特許に関しては、取消は、判決の主文によって定められた特許の部分に関して適用される。

最終判決は、国内特許登録簿への登録のために工業所有権庁長官に通知される。

判決によってクレームが部分的に取り消されるときは、特許所有者は、判決の主文に従ったクレームの補正をするために、工業所有権庁に事件を差し戻される。工業所有権庁長官は、補正されたクレームを、判決に従っていないという理由で拒絶する権限を有する。ただし、そのような拒絶に対しては、第 L411 条 4 に指定された控訴院の 1 に上訴することができる。

第 L613 条 28

補充的保護証明書は、次に該当するときは取り消される。

—それが関係する特許が取り消されるとき

—それが関係する特許について、販売許可に対応するすべての部分が取り消されるとき

—対応する販売許可が取り消されるとき

—それが第 L611 条 3 の規定に違反して交付されているとき

当該証明書が関係する特許について、販売許可に対応する部分の一部のみが取り消される場合は、当該証明書は、当該一部に対応する部分のみが取り消される。

第 III 節 特許の共有

第 L613 条 29

特許出願又は特許の共有には、次の規定が適用される。

(a) 各共有者は、自ら発明を実施していないか又はライセンスを付与していない他の共有者

に公正に補償することを条件として、自己の利益のために発明を実施することができる。当該補償は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

(b) 各共有者は、専ら自己の利益のために侵害に対する訴訟を提起することができる。侵害に対する訴訟を提起する共有者は、提起した訴訟について他の共有者に通知しなければならない。当該通知を行ったことが証明されるまでは、判決は延期される。

(c) 各共有者は、自ら発明を実施していないか又はライセンスを付与していない他の共有者に公正に補償することを条件として、自己の利益のために第三者に対して非排他的ライセンスを付与することができる。当該補償は、円満な合意が成立しないときは、第1審裁判所によって決定される。

ただし、他の共有者に対してライセンス許諾契約案を通知するものとし、それには一定価格での持分の移転を求める提案を添付しなければならない。

当該通知から3月の間は、他の共有者の何れも、ライセンスを付与することを希望している共有者の持分を取得することを条件として、ライセンスの付与に反対することができる。

前段落に規定する期限内に合意が成立しないときは、価格は、第1審裁判所によって決定される。関係当事者は、判決又は控訴についての判決の通知から1月の期間内に、損害賠償を受ける権利を損うことなく、共有者持分の売買を放棄することができる。費用は、放棄した当事者が負担するものとする。

(d) 排他的ライセンスは、共有者全員の合意があるか、又は裁判所の許可を得た場合にのみ、付与される。

(e) 各共有者はいつでも、その持分を譲渡することができる。共有者は、譲渡の意思の通知を受けてから3月の期間、先買権を有する。価格について合意が成立しないときは、当該価格は第1審裁判所が決定する。関係当事者は、裁判所の判決又は控訴についての判決の通知から1月の期間内に、損害賠償を受ける権利を損うことなく、共有持分の売買を放棄することができる。費用は、放棄した当事者が負担するものとする。

第 L613 条 30

民法第 815 条以下、第 1873 条 1 以下及び第 883 条以下は、特許出願及び特許の共有に関しては適用されない。

第 L613 条 31

特許出願又は特許の共有者は、他の共有者に対し、それらの者に不利益にならないように自己の持分を放棄する旨を通知することができる。当該放棄が国内特許登録簿に登録された時から、又は未公開の特許出願の場合は、それを工業所有権庁に通知した日から、当該共有者は、他の共有者に対するすべての義務から解放され、他の共有者は、別段の合意がない限り、共有に係る権利の割合に応じて、放棄された持分を分割するものとする。

第 L613 条 32

第 L613 条 29 から第 L613 条 31 までは、これに反する規定がない場合に適用される。

共有者は、共有契約により、いつでも本条を適用除外することができる。

第 IV 章 国際条約の適用

第 I 節 欧州特許

第 L614 条 1

本節は、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンにおいて作成された条約の適用に係るものであり、以下、同条約を「ミュンヘン条約」という。

第 L614 条 2

欧州特許出願は、規則の定めるところに従い、工業所有権庁本庁、又は必要な場合は、その支庁の 1 に提出することができる。

出願人がその居所又は営業所をフランスにおいて有し、かつ、フランスにおける先の出願による優先権を主張していない場合は、出願は、工業所有権庁にしなければならない。

第 L614 条 3

国防担当大臣は、秘密扱いの条件で、工業所有権庁において、同庁になされた欧州特許出願を知得する権限を有する。

第 L614 条 4

工業所有権庁になされた欧州特許出願の対象である発明は、その旨の許可が付与されるまでは、これを開示し又は自由に実施することができない。

当該期間中は、出願を公表することはできず、また、許可がなければ出願の正謄本は交付されない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は、工業所有権担当大臣によって、国防担当大臣の見解を聴取した後に付与される。

第 1 段落にいう許可は、いつでも付与することができる。当該許可は、第 L614 条 5 第 1 段落に従うことを条件として、自動的に、出願日後 4 月の満了時に、又は優先権が主張されている場合は優先日後 14 月の満了時に付与されたものとみなされる。

第 L614 条 5

第 L614 条 4 最終段落にいう期間の何れかの満了前に、同条に規定する禁止は、国防担当大臣の要求に基づき、更新可能な 1 年間の延長をすることができる。この場合は、出願は、欧州特許庁に移送されない。延長された禁止は、いつでも解除することができる。禁止が延長されたときは、第 L612 条 10 第 2 段落及び第 3 段落が適用される。

第 L614 条 6

欧州特許出願は、ミュンヘン条約第 135 条(1)(a)に規定された事例の場合にのみ、フランス特許出願に変更することができる。

当該事例においては、出願人は、規則によって定められた条件を満たさなければならず、そうしない場合は、フランス特許出願は拒絶される。

出願の変更の前に調査報告が作成されたときは、当該報告は、第 L612 条 15 にいう調査報告

であるとみなされる。

第 L614 条 7

ミュンヘン条約によって設立された欧州特許庁が交付する欧州特許証の又は修正された形で維持する当該特許証の本文がフランス語でないときは、特許所有者は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従って、当該本文のフランス語翻訳文を工業所有権庁に提出しなければならない。この要件に従わないときは、特許は無効とされる。

第 L614 条 8

手続の言語がフランス語でない欧州特許出願の公開が行われてから 3 月の期間内に、工業所有権庁は、ミュンヘン条約第 78 条(1) (e)によって求められた要約をフランス語に翻訳し、公告する。

第 L614 条 9

第 L613 条 3 から第 L613 条 7 まで、第 L615 条 4 及び第 L615 条 5 に定められた権利は、ミュンヘン条約第 93 条に基づく欧州特許出願の公開の日から行使することができる。

公開がフランス語以外の言語で行われる場合は、前段落にいう権利は、出願人からの請求があったときに、国務院布告によって定められた条件に基づいてクレームのフランス語翻訳文が工業所有権庁により公告された日又は侵害者とされている者に通知された日から行使することができる。

第 L614 条 10

フランス語の翻訳文が第 L614 条 7 又は第 L614 条 9 第 2 段落に従って作成された場合において、欧州特許出願又は欧州特許が、翻訳文において、出願に用いられた言語による当該出願又は当該特許より狭い範囲の保護を付与しているときは、当該翻訳文は真正なものとはみなされる。

ただし、出願又は特許の所有者は、いつでも訂正翻訳文を提出することができる。ただし、当該翻訳文は、第 L614 条 7 又は第 L614 条 9 第 2 段落の要件が満たされるまでは法的効力を有さないものとする。

善意で発明の使用を開始した者、又は発明を使用する実質的かつ真摯な準備を行った者は何人も、その使用が原翻訳文において出願又は特許の侵害にならない場合は、訂正翻訳文が効力を有するに至った後に、業として又は業としての必要のために、支払を行うことなくその使用を継続することができる。

前記の規定に拘らず、取消手続においては、手続言語を正式のものとする。

第 L614 条 11

欧州特許出願又は欧州特許に由来する権利を移転又は変更する行為は、それが欧州特許登録簿に登録されたときに、第三者に対して効力を生じるものとする。

第 L614 条 12

欧州特許は、それがミュンヘン条約第 138 条(1)に記載する理由の何れかに該当するときは、

フランスについての効力を取り消すことができる。

取消の理由が特許の一部にのみ関係しているときは、取消は、クレーム、明細書又は図面の減縮の形で宣告される。

第 L614 条 13

フランス特許が、同一の発明者又はその権原承継人に対して同一の出願日又は優先日をもって欧州特許が付与されている発明を対象としている場合は、当該フランス特許は、欧州特許に対する異議申立期間が異議の申立なく満了した日、又は異議申立の手続が終結して欧州特許が存続することになった日の何れかの日に、その効力を失うものとする。

ただし、フランス特許が前段落に定める該当日の何れかより後の日に付与されている場合は、当該特許は効力を生じない。

欧州特許がその後失効し又は無効宣告を受けても、本条の規定に影響を及ぼすものではない。

第 L614 条 14

フランス特許出願又はフランス特許、及び欧州特許出願又は欧州特許が同一の出願日又は優先日を有し、同一の発明を対象としており、また、同一の発明者又はその権原承継人に属している場合は、それらに共通の部分について、相互に独立して移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定をすること、又はその実施の権利を譲渡することはできず、これをした場合は無効となる。

第 L613 条 9 に拘らず、フランス特許出願又はフランス特許に由来する権利の移転又は変更を国内特許登録簿に登録した場合は、欧州特許出願又は欧州特許に由来する権利に関する同一内容の移転又は変更が欧州特許登録簿に登録されているときに限り、第三者に対抗することができる。

フランス特許出願又はフランス特許、及び欧州特許出願の優先権は、相互に独立して移転することはできない。

第 L614 条 15

フランス特許であって、同一の優先日を有して同一の発明者によりなされた欧州特許出願又は同一の発明者若しくはその権原承継人に付与された欧州特許と同一の発明を対象とするものについての侵害訴訟を審理する裁判所は、フランス特許が第 L614 条 13 に従って失効する日まで、又は欧州特許出願が拒絶、取下若しくは取下とみなされる日若しくは欧州特許が取り消される日まで、審理を延期する。

侵害訴訟がフランス特許のみを根拠としている場合は、原告は、フランス特許を欧州特許に置き換えて、訴訟手続の再開時に、フランス特許失効日後の行為及び共通部分について、その手続の続行を求めることができる。

侵害訴訟がフランス特許及び欧州特許の双方を根拠としている場合は、刑事罰及び民事損害賠償の何れも重複することはできない。

訴訟が 2 の特許の内の 1 のみを根拠としている場合は、同一原告が同一被告を相手として、もう一方の特許を根拠とする、同一行為に関する新たな訴訟を提起することはできない。

第 L614 条 16

本節適用の条件，特にミュンヘン条約第 137 条(2)の施行に関するものは，国務院布告によってこれを定める。

第 II 節 国際出願

第 L614 条 17

本節は，1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約の適用に係るものであり，以下，同条約を「ワシントン条約」という。

第 L614 条 18

フランスに居所又は営業所を有する自然人又は法人が行う発明の保護のための国際出願は，フランスにおける先の出願に基づく優先権の主張がなされないときは，工業所有権庁にしなければならない。この場合は，工業所有権庁をワシントン条約第 2 条(xv)及び第 10 条の意味での受理官庁とする。

第 L614 条 19

国防担当大臣は，秘密扱いの条件で，工業所有権庁において，同庁になされた発明保護のための国際出願を知得する権限を有する。

第 L614 条 20

工業所有権庁になされた国際出願の対象である発明は，それを開示し又は自由を実施することの許可が与えられるまでは，そのように取り扱うことができない。

当該期間中は，出願を公表することはできず，また，許可がなければ出願の正謄本は交付されない。

第 1 段落及び第 2 段落にいう許可は，工業所有権担当大臣によって，国防担当大臣の意見を聴取した後に与えられる。

第 1 段落にいう許可は，いつでも付与することができる。当該許可は，第 L614 条 21 第 1 段落に従うことを条件として，自動的に，出願日後 5 月の満了時に，又は優先権が主張されている場合は優先日後 13 月の満了時に与えられたものとみなされる。

第 L614 条 21

第 L614 条 20 に規定された禁止は，同条最終段落にいう 2 の期間の何れかが満了する前に，国防担当大臣の要求により，更新可能な 1 年の期間延長することができる。この場合は，出願は，ワシントン条約によって設立された国際事務局に移送されない。延長された禁止は，いつでも解除することができる。

禁止が延長された場合は，第 L612 条 10 第 2 段落，第 3 段落及び第 4 段落が適用される。

第 L614 条 22

出願人がその居所又は営業所をフランスに有しておらず，従って工業所有権庁がワシントン条約の他の締約国の国内官庁の代わりとしての受理官庁を務めている場合，又は同庁が同条

約によって設立された同盟の総会によって受理官庁として指定されている場合は、第 L614 条 19, 第 L614 条 20 及び第 L614 条 21 は適用されない。

第 L614 条 23

本節の適用条件、特に国際出願の受領、当該出願に使用される言語、工業所有権庁を受取人とする移送手数料として知られている役務提供の手数料の設定、及び外国に居所又は営業所を有する出願人の代理に関しては、国务院布告によってこれを定める。

第 III 節 共同体特許

第 L614 条 24

ワシントン条約に基づいてなされる発明保護の国際出願がフランスを指定又は選択している場合は、同出願は、ミュンヘン条約の規定が適用される欧州特許出願とみなされる。

第 L614 条 25

本節は、1975 年 12 月 15 日にルクセンブルクで作成された共同市場のための欧州特許に関する条約(共同体特許条約)の適用に係るものであり、以下、同条約を「ルクセンブルク条約」という。本節は、ルクセンブルク条約と同日に効力を生じる。

第 L614 条 26

欧州特許出願が欧州経済共同体加盟国を指定している場合、及び付与された特許が共同体特許である場合は、第 L614 条 7 から第 L614 条 14(第 1 段落及び第 2 段落)までは適用されない。

第 L614 条 27

手続にフランス語以外の言語を使用している共同体特許出願が公開されてから 3 月以内に、工業所有権庁は、ミュンヘン条約第 78 条(1)(e)によって要求された要約をフランス語に翻訳し、公表する。

第 L614 条 28

第 L614 条 26 にいう特許出願及び特許に対し第 L614 条 15 及び第 L615 条 17 を適用するとき、これらの条文における第 L614 条 13 への言及は、ルクセンブルク条約第 80 条(1)への言及と読み替える。

第 L614 条 29

欧州経済共同体の 1 国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる共同体特許に係る移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定又は実施の権利の譲渡は、同一の出願日又は同一の優先日を有し、かつ、同一の発明者又はその権原承継人に帰属する同一の発明を対象とするフランス特許出願又はフランス特許に係る共通部分について、同一の移転、質権の設定、譲渡抵当権の設定又は実施の権利の譲渡を自動的に包含するものとする。

同じ状況の下で、フランス特許出願又はフランス特許は、欧州経済共同体加盟国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる欧州特許と無関係に移転、質権、譲渡抵当権又は実施

の権利の譲渡の対象とすることはできず、これに反する場合は無効とする。

第 L613 条 20 に拘らず、フランス特許又はフランス特許出願に由来する権利の当該移転又は変更の国内特許登録簿への登録は、欧州経済共同体の 1 国を指定する欧州特許出願又は当該出願から生じる共同体特許に由来する権利に関し、同一の移転又は変更が欧州特許登録簿又は共同体特許登録簿の何れか該当するものに登録されている場合に限り、第三者に対して効力を有するものとする。

第 L614 条 30

特許付与を求める願書の中に、出願人が共同体特許の取得を望まない旨のルクセンブルク条約第 86 条(1)に基づく陳述が含まれているときは、第 L614 条 26 及び第 L614 条 29 は適用されない。

ただし、当該事例には、第 L614 条 13 もまた適用されない。

第 IV 節 最終規定

第 L614 条 31

フランス国民は、1883 年 3 月 20 日にパリで署名された工業所有権の保護に関する国際条約、並びに同条約を既に改正しており又は今後改正することになる協定、追加協定及び最終議定書の規定が、工業所有権に由来する権利の保護の点でフランスの法律よりも有利となるすべての場合において、自己の利益のために、フランスにおける前記の規定の適用を請求する権利を有する。

本編中の如何なる規定も、前段落によって与えられる権利をフランス国民から剥奪するものと解釈してはならない。

第 V 章 訴訟手続

第 I 節 民事訴訟

第 L615 条 1

第 L613 条 3 から第 L613 条 6 までに定められた特許所有者の権利に反する如何なる行為も、侵害を構成する。

如何なる侵害も、侵害者の民法上の責任を伴うものとする。

ただし、侵害品に関し販売の申出をし、市販に供し、使用し又は使用若しくは市販に供する目的で保有することは、当該行為が侵害品の製造者以外によってなされている場合は、当該行為が事実を完全に知った上でなされたときに限り、行為者の民事責任を伴う。

第 L615 条 2

侵害に対する訴訟は、特許所有者によって提起されるものとする。

ただし、ライセンス許諾契約中に別段の定めがない限り、発明を実施する排他権を有する者は、特許所有者が通知を受けた後に侵害に対する訴訟手続を提起しないときは、自ら訴訟を提起することができる。

特許権者は、前段落に基づき実施権者が提起する侵害訴訟に参加する権原を有する。
第 L613 条 10, 第 L613 条 11, 第 L613 条 15, 第 L613 条 17 及び第 L613 条 19 にいう実施許諾用意によるライセンス, 強制ライセンス又は職権によるライセンスの所有者は, 正式通知の後, 特許所有者が侵害訴訟を提起しないときは, 自ら当該訴訟を提起することができる。如何なる実施権者も, 自らが被った損害の賠償を得るために, 特許権者が提起した侵害訴訟に参加する権原を有する。

第 L615 条 3

特許の侵害に対する訴訟が裁判所に提起されたときは, 略式手続を指揮し, 決定する裁判所所長は, 暫定的に, 違反すれば 1 日当たりの罰金を科すことを条件として, 侵害とされる行為を行うことを禁じること, 又は特許権者への補償を担保する保証金を供託することを条件として, 当該行為を継続させることができる。

差止命令又は保証金の供託についての請求は, 実体的訴訟手続が十分な根拠を有するものであり, かつ, 特許権者が訴訟の基礎である事実を知った日から短い期間に提起された場合に限り, 許可される。

裁判官は, 差止命令の条件として, 原告に対し, 侵害訴訟がその後は根拠がない旨の判決を受けるときは被告が被った損害を補償するための保証金を供託するよう求めることができる。

第 L615 条 4

第 L613 条 1 に拘らず, 第 L612 条 21 に基づいて特許出願が公表された日より前, 又は当該出願の正謄本が第三者に通知された日より前に行われた行為は, 特許に由来する権利を害するものとはみなされない。

ただし, 前段落にいう日から特許付与の公告の日までの期間については,

(1) それらの日の内の最初の日後にクレームが拡張されていないときに限り, 特許は対抗することができる。

(2) 特許が微生物の使用に係るものであるときは, 微生物が公衆の利用に供された日以後にのみ, 特許は対抗することができる。

特許出願に基づく侵害訴訟を審理する裁判所は, 特許が付与されるときまで判決を中断する。

第 L615 条 5

特許出願若しくは実用証出願の出願人, 又は特許若しくは実用証の所有者は, 被害を受けていると主張する侵害について, 如何なる方法であっても証拠を提供することができる。

前記の者はまた, 推定される侵害の場所の第 1 審裁判所所長が発する命令に基づき, 執行官が前記の者の選択による専門家を伴い, 侵害していると主張する物又は方法について, 現物の差押を伴い又は伴わずに, 詳細な記述手続を進めるよう指示する権原を有する。当該命令は, 仮執行される。当該命令の発出には, 原告による担保を条件とすることができる。裁判所所長はその命令において, 執行官に, 侵害の原因, 内容及び範囲を確認するために必要な調査を行う権限を与えることができる。

第 L615 条 2 第 2 段落及び第 4 段落に定める条件に基づく排他的ライセンスの実施権者, 並びに第 L613 条 10, 第 L613 条 11, 第 L613 条 15, 第 L613 条 17 及び第 L613 条 19 に基づく実施許諾用意のライセンス, 強制ライセンス又は職権によるライセンスの所有者も, 同じ権利を

享受する。

申立人が15日の期間内に裁判所に訴訟を提起しないときは、差押は自動的に無効となるが、損害賠償請求の権利は損われない。

第L615条 5-1

特許の対象が製品の製造法に関するものであるときは、裁判所は、同一製品の製造に用いられた製造法が特許された製造法と異なっていることを証明するよう被告に命じることができる。被告がこれを証明しない場合は、次の2の場合において、特許所有者の同意なく製造された同一製品は、特許された製造法によって製造されたものと推定する。

(a) 特許された製造法を用いて製造された製品に新規性がある場合

(b) 同一製品が特許された製造法を用いて製造された可能性が大きく、かつ、特許所有者が適切な努力を払ったにも拘らず実際に如何なる製造法が用いられたのか確認することができない場合

反証が提出されたときは、自己の製造上及び取引上の秘密を守ることに関する被告の正当な権利に配慮がなされるものとする。

第L615条 6

実用証出願についての侵害訴訟を提起するに当たっては、原告は、第L612条14に規定する報告と同一の条件で作成された調査報告を提出しなければならない。

第L615条 7

被害者の請求があり、かつ、侵害の継続を止めるために必要な場合は、裁判所は、申立人のために、禁止の効力が発生する日において侵害を構成していると認められる物件であって侵害者の財物であるもの及び、該当する場合は、侵害をなすことを特に意図した装置又は手段を没収する命令を発することができる。

没収物件の価値は、勝訴者に裁定されるべき補償を計算するに当たって考慮に入れられる。

第L615条 8

本章に基づく侵害訴訟は、関連する行為が発生してから3年を経過した後は提起することができない。

第L615条 9

欧州経済共同体加盟国の領域内での実施、又はその目的での実質的かつ有効な準備がなされていることを証明する者は、特許所有者に対し、当該実施についての説明を付して、当該実施に対する特許所有者の権原による対抗可能性に関する立場を定めるよう要請することができる。

この要請を行った者は、与えられた返答に対して争う場合、又は特許所有者が3月の期間内に前記の立場を定めない場合は、特許が当該実施に対する障害となっているか否かについて判決を求めるために、特許所有者に裁判所への出頭を求めることができるが、これによって、特許の無効を求める訴訟の権利、又は実施が前段落にいう説明に記された条件に従って行われていない場合は、その後の侵害訴訟の権利が損われることはない。

第 L615 条 10

特許出願又は特許の対象である発明が、国防の必要のために、国又はその供給業者、下請け契約者及び補助的供給業者によってライセンスを受けることなく実施されている場合は、民事訴訟は、第 1 審裁判所に審理非公開で提起されるものとする。裁判所は、実施の停止又は中断も、第 L615 条 7 に定める没収も命じることができない。

裁判所所長が専門家の鑑定又は第 L615 条 5 に規定する現物の差押を伴う若しくは伴わない記述を命令する場合において、任命された法務官は、研究又は製造の契約が国防機密の区分に入るときは、差押、記述、及び事業に関する保管記録及び書類のあらゆる調査を差し控えなければならない。

前段落は、軍事施設で行われている研究又は調査にも適用される。

第 1 審裁判所所長は、権原を有する者からの請求があるときは、専門家の鑑定が、国防担当大臣の許可を受けた者のみにより、同大臣の代理人立会いの下で行われるよう命じることができる。

第 L615 条 4 は、特許出願であって、その対象が本条に定める条件に基づいて実施されるものについては、当該出願が第 L612 条 9 及び第 L612 条 10 に規定された禁止の対象となる限り、適用されない。当該実施を行う者は、本条に定義する責任を自動的に負うものとする。

第 II 節 刑事訴訟

第 L615 条 12

特許又は特許出願の所有者であると不当に主張する者は何人も、7,500 ユーロの罰金が科される。違反行為を反復した場合は、罰金を 2 倍にすることができる。違反は、違反者が過去 5 年以内に同じ違反行為について有罪を宣告された場合に、本条の意味での反復とみなされる。

第 L615 条 13

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L612 条 9 及び第 L612 条 10 に定める禁止の何れかに故意に違反した者は、4,500 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、5 年の拘禁を加えることができる。

第 L615 条 14

(1) 第 L613 条 3 から第 L613 条 6 までに定める特許所有者の権利を故意に侵害した者は、3 年の拘禁及び 300,000 ユーロの罰金を科される。違反が組織犯罪集団によってなされたときは、罰は、5 年の拘禁及び 500,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

(2) 空白

第 L615 条 14-1

第 L615 条 14 に定義された違反の反復があった場合、又は違反者が侵害を受けた当事者との間に現在若しくは過去に契約関係を有していた場合は、その罰は 2 倍にされる。

違反した当事者は、前記の処罰に加え 5 年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所での選挙権及び被選挙権、並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第 L615 条 15

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L614 条 18、第 L614 条 20 及び第 L614 条 21 第 1 段落に定める義務又は禁止の何れかに故意に違反した者は、6,000 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、5 年の拘禁を加えることができる。

第 L615 条 16

国の安全の侵害について規定された更に重い罰を害することなく、第 L614 条 2 第 2 段落、第 L614 条 4 又は第 L614 条 5 第 1 段落に定める義務又は禁止の何れかに故意に違反した者は、6,000 ユーロの罰金を科される。違反が国防を害するものであったときは、1 年から 5 年までの拘禁を加えることができる。

第 III 節 裁判管轄及び訴訟手続

第 L615 条 17

本編に基づくすべての訴訟は、第 1 審裁判所及び関係する控訴院の管轄に属する。ただし、工業所有権担当大臣が行う布告、命令及びその他の行政上の決定に対する上訴を除くものとし、これらは行政裁判所の管轄に属する。

特許に関する訴訟を審理する第 1 審裁判所は、規則によって決定される。

前記の規定は、民法第 2059 条及び第 2060 条に基づく仲裁を求めることを妨げるものではない。

前記の第 1 審裁判所及び関係する控訴院は、第 L614 条 13 に基づくフランス特許の全部又は一部の失効を確認することに関し専属管轄権を有する。

第 L615 条 18

第 L612 条 10、第 L613 条 17、第 L613 条 19 及び第 L613 条 20 に基づき提起された補償を決定するための訴訟は、パリ第 1 審裁判所によって審理される。

第 L615 条 19

特許侵害に関する訴訟は、第 1 審裁判所によって専属的に審理される。

特許侵害及びそれに関連する不正競争に係るすべての訴訟は、第 1 審裁判所によって専属的に審理される。

第 L615 条 20

本編の規定に基づく訴訟又は抗弁を審理する裁判所は、職権によって、又は当事者の一方の要求に基づき、その裁量において参考人を指定して、準備が整い次第訴訟に加わらせ、審理に参加させることができる。参考人には、非公開の審理において当事者又はその代理人に質疑を行う権限を与えることができる。

第 L615 条 21

当事者の一方の請求により、第 L611 条 7 の適用に関する紛争は、司法官が主宰する労使調停

委員会(使用者及び従業者)に提出することができ、同数の場合は、司法官が決定する。
工業所有権庁の中に設置される当該委員会は、事件提出後6月以内に調停案を作成するものとする。当該提案は、その通知から1月以内に当事者の何れか一方が当該事件を非公開で審理する所轄の第1審裁判所に提起しないときは、当事者間の合意に代わるものとする。当該合意は、当事者の一方が強く希望する場合は、当該当事者のみの申立に基づく第1審裁判所所長の命令の形で執行可能なものとするができる。
当事者は、自ら調停委員会に出席することができ、また、自ら選択する者の援助を受けること又はその者に代理を委任することができる。
委員会は、各事件について専門家を任命し、その援助を受けることができる。
本条の施行規則は、第L611条7の最終段落にいう従業者に対する特別規定を含め、関係する専門組織及び職業組合組織との協議の後、国務院布告によって定められる。

第L615条22

本編の施行規則は、国務院布告によって定められる。

第II編 技術的知識の保護

第I章 製造秘密

第L621条1

製造秘密の侵害に対する罰は、労働法第L152条7において次のとおり定められている。

「第L152条7

企業の役員又は給与を支給される従業者が製造秘密を漏洩する又は漏洩を意図するという事実には、2年の拘禁及び30,000ユーロの罰金が科される。」

「裁判所はまた追加の罰として、刑法第131条26に規定する5年以下の市民権、公民権及び家族権の禁止を命じることができる。」

第II章 半導体製品

第I節 寄託

第L622条1

創作者自身の知的努力の結果である半導体製品の最終的又は中間的段階の回路配置は、陳腐なものでない限り、本章に規定する保護を付与する寄託の対象とすることができる。

ただし、当該寄託は、回路配置が何れかの場所において商業的に最初に利用されてから2年以上経過しているとき、又は利用されることがなかった場合は、それが創作されてから15年以上経過しているときは、寄託することができない。

本条に定める条件を満たさない寄託は、無効とする。

第L622条2

本章の利益を受けるための適格者は、次のとおりとする。

(a) 創作者であって、世界貿易機関を設立する協定の締約国の国民である者、又はこれらの国に常住するか若しくは実質的で有効な工業若しくは商業の事業所を有する者及びそれらの者の権原承継人

(b) 国籍、居所又は事業所についての前記の条件を満たす者であって、締約国の 1 において本章によっては保護されていない回路配置の、世界で最初の商業利用を実施しており、その利用について、権原を有する者から欧州共同体又は欧州経済地域の全域についての排他的許可を得ている者

前段落にいう以外の者は、その者が国籍を有し又はその事業所が所在する国との相互主義の証明があることを条件として、本章の利益を受ける適格性を有する。

第 L622 条 3

寄託を行う権利は、創作者又はその権原承継人に帰属する。

寄託が創作者の又はその権原承継人の権利に違反して行われたときは、被害を受けた当事者は、それに関して所有権を主張することができる。所有権を主張する訴訟は、寄託についての公告から 3 年を経過した後は、提起することができない。

第 L622 条 4

工業所有権庁長官は、寄託が方式要件に合致することを審査した後、これを登録する。公告は、国务院布告によって定められる条件に従って行われる。

第 II 節 寄託に由来する権利

第 L622 条 5

第三者は何人も、次のことを禁じられる。

- 保護された回路配置を複製すること
- 当該複製品又はそれを内蔵する半導体製品を、商業的に利用すること又はその目的で輸入すること

前記の禁止は、次の事項には適用されない。

- 評価、分析又は教授の目的で複製すること
- 当該分析又は評価を基にして、本章に基づく保護の対象としての適格性を有する異なる回路配置を創作すること

前段落の禁止は、半導体製品の善意の取得者を拘束するものではない。ただし、当該取得者は、そのように取得した製品の商業的利用を意図する場合は、適切な補償をしなければならない。

第 L622 条 6

前条に定める禁止は、寄託日から、又は最初に商業的に利用された日がそれより早い場合は当該利用の日から有効とする。禁止する権利は、登録後第 10 暦年の終了まで、登録の所有者に帰属する。

ただし、最初に創作された日から 15 年の期間内に商業的に利用されなかった回路配置に関する登録は、失効するものとする。

第 L622 条 7

次の場合の条件及び方式に関しては、第 L411 条 4, 第 L411 条 5, 第 L612 条 11, 第 L613 条 8, 第 L613 条 9, 第 L613 条 19, 第 L615 条 10 及び第 L615 条 17 が適用される。

- －工業所有権庁長官が本章にいう決定を行う場合
- －回路配置の登録に由来する権利が、移転され、担保に供され又は差し押えられる場合
- －本章から生じる訴訟を解決する場合

第 III 章 植物新品種

第 I 節 植物新品種登録証明書の交付

第 L623 条 1

本章の適用上、「植物新品種」とは、創作又は発見されたすべての植物新品種であって、次に該当するものをいう。

- (1) 重要で、明確で、ばらつきの小さい 1 の特性によって、又は組み合わせることで新品種の状態に到達させるいくつかの特性によって、既知の類似品種とは異なっているもの
- (2) その特性において均質であるもの、及び
- (3) 安定的であり、言い換えれば増殖の各循環の結果において元の特性と同一であるもの

第 L623 条 2

本章の規定によって定められる保護制度を享受する属又は種に所属する植物新品種は、特許を受けることができない。

第 L623 条 3

第 L623 条 1 の条件を満たす植物新品種は、説明書及び保管されている標本に対応する名称によって定義される。

第 L623 条 4

植物新品種は、「植物新品種登録証明書」と呼ばれる権原の対象とすることができ、当該登録証明書は、その所有者に対し、その植物の全部若しくは一部、又はその品種若しくは当該品種から交配によって派生する品種の再生産又は栄養繁殖のための要素(それらの再生産のために原種の反復使用を必要とする場合)を生産し、本章が適用される領域に導入し、販売し又は販売の申出をする排他権を与える。

国務院布告により定められた条件に基づいて、前段落の規定は、科学的知識及び検証手段の発展に応じて、各種の植物種に対し、漸次適用する。同布告は、各植物種に関し、育成者の権利が係わりを有する植物の要素を定めるものとする。

第 L623 条 5

植物品種は、それがフランス若しくは国外において、かつ、出願日前に、利用することができる程十分に公知となっていた場合、又は登録証明書を求める出願若しくは未公告のフランスの登録証明書において、又は国外でなされ、かつ、第 L623 条 6 に基づく優先権を享受する

出願において記載されている場合は、新規とはみなされない。

ただし、育成者による試験若しくは実験での品種の使用、又は目録への記載若しくは植物新品種の保護に関する 1961 年 12 月 2 日のパリ条約の締約国の公式登録簿への登録、又は 1928 年 11 月 22 日にパリにおいて署名され、1948 年 5 月 10 日に改正された国際博覧会に関する条約の意味での公式又は公認の博覧会での展示は、品種の新規性を損わせる開示行為とはならない。

また、育成者に対する明白な濫用である開示も、品種の新規性を損わないものとする。

第 L623 条 6

1961 年 12 月 2 日のパリ条約の締約国の 1 の国籍を有する者、又は締約国の 1 に居住するか若しくは営業所を有する者は、同条約に添付された一覧、又はその規定に基づき作成された追加の一覧という属又は種に属する品種に関して、植物新品種登録証明書を求める出願をすることができる。

当該人は、フランスにおいて植物新品種登録証明書を求める出願をするときは、先に本人自身又は前権原者が同品種について前記締約国の 1 において行った最初の出願の優先権を主張することができるが、ただし、フランスでの出願が最初の出願から 12 月以上経過していないことを条件とする。

優先期間中に生じる、別の出願、その出願対象の公開又は該当品種の利用等の事柄は、前段落に規定する条件に従って出願された植物新品種登録証明書の有効性について争う根拠とはならない。

第 1 段落に規定する場合に加え、如何なる外国人も本章によって制定された保護を享受することができるが、ただし、同人が国籍又は居所若しくは営業所を有する締約国において、フランス国民が該当する属及び種に関し相互主義の保護を享受することができることを条件とする。

第 L623 条 7

第 L412 条 1 にいう植物新品種保護委員会が交付する登録証明書は、出願日をもって効力を生じる。出願拒絶の決定を下すときは、その理由を明らかにしなければならない。

第 L623 条 8

国防担当大臣は、植物新品種保護委員会への登録証明書出願を厳に秘密扱いの条件で知得する権限を与えられる。

第 L623 条 9

登録証明書出願の対象となっている新品種について、特別の許可がない限り自由に開示し又は利用することができない植物品種の一覧は、布告によって定められるものとする。

前記許可は、第 L623 条 10 に従うことを条件として、いつでも付与することができる。当該許可は、登録証明書の出願日から 5 月の期間が満了したときは、法律上当然に付与されたものとみなされる。

第 L623 条 10

第 L623 条 9 第 1 段落に規定された禁止は、同条最終段落に規定された期間の満了前に、国防担当大臣の要求に基づき、更新可能な 1 年の期間延長することができる。延長された禁止期間は、同一の条件でいつでも解除することができる。

本条に基づいて禁止期間が延長されたときは、登録証明書出願の所有者は、自己が被った損害に見合う補償を求める権利が与えられる。円満な合意が成立しないときは、当該補償額は、裁判所によって決定される。

第 L623 条 11

登録証明書の所有者は、補償額を決定した最終判決の日から 1 年の期間が満了したときは、第 L623 条 10 に規定する補償の修正を要求することができる。

登録証明書の所有者は、被った損害が裁判所の査定額を上回っている旨の証拠を提出しなければならない。

第 L623 条 12

登録証明書は、保護を求める出願の対象である品種が予備審査によって第 L623 条 1 の意味での植物新品種であることが立証された場合に限り、交付されるものとする。

ただし、委員会は、1961 年 12 月 2 日のパリ条約の締約国である他国において既に行われた予備審査をもって足りると判断することができる。

同委員会は、外国の専門家の意見を求めることができる。

第 L623 条 13

保護期間は、交付日から 20 年とする。

林木、果物又は装飾用樹木、つる植物、並びに禾本科の植物及び多年生のマメ科飼料、芋類及び交配品種の生産に用いられる同株他花交配系統については、保護期間は 30 年とする。

(II) 本法の施行前に交付され、かつ、現在有効な植物品種権登録証明書は、本条に定める期限内で延長する。

(III) 本条の規定は、本法公布の時に法律上当然に適用される。

第 L623 条 14

植物新品種登録証明書に関する行為であって、登録証明書の交付、所有権の移転、利用の権利の付与又は質権に関するものは、国务院布告によって定められた条件に従って適法に公告されている場合に限り、第三者に対して効力を有する。

第 L623 条 15

登録証明書は、1961 年 12 月 2 日のパリ条約のすべての締約国において混同又は曖昧さを伴うことなく識別され得る名称により、植物新品種を指定するものとする。

育成者は、保護を受ける植物新品種の発育性のある所蔵物を常に保有していなければならない。

新品種についての説明書を植物新品種登録証明書に添付しなければならない。

登録証明書は、その公告の日から第三者に対して効力を有する。

登録証明書に記載される名称の使用は、登録証明書の公告日から如何なる業としての取引にも義務付けられ、これは登録証明書の有効期間満了後においても同様とする。

品種に付与される名称は、1961年12月2日のパリ条約の締約国においては商標出願の対象とすることはできない。ただし、植物新品種登録証明書の交付を妨げることなく予防的措置としてそのような出願を行うことができるものとするが、そのためには、登録証明書交付前に条約締約国における出願の効果を放棄する旨の証拠を提出することを条件とする。

前段落の規定は、同一の植物新品種について当該品種の名称に商標を追加することを妨げない。

第 L623 条 16

予備審査、登録証明書の交付及び登録簿に係るすべての登録又は削除に関して提供される役務については、手数料の納付を要する。

登録証明書の有効期間中は、年次手数料の納付を要する。

これらの手数料の料率は、布告によって定められる。

当該手数料による収入は、フランス国立農事研究所予算の特別項目に入金されるものとする。

第 II 節 植物新品種登録証明書に付随する権利及び義務

第 L623 条 17

人間又は動物の生活にとって重要な品種は、国務院布告によって、又は公衆衛生に関連する場合は、農業大臣及び公衆衛生担当大臣の共同命令によって、職権によるライセンス制度の対象とすることができる。

第 L623 条 18

植物新品種登録証明書を職権によるライセンス制度の対象とする旨の命令の公布日後、適切な技術的及び職業的保証を提供する者は何人も、農業大臣に対しその品種を利用するライセンスの付与を申請することができる。

当該ライセンスは、非排他的なものとする。当該ライセンスは、特に期間及び範囲については特定の条件に基づいて、そこから生じるロイヤルティは除外した上で、農業大臣の命令によって付与される。

ライセンスは、当事者に対する命令の通知の日からその効力を生じる。

円満な解決が成立しないときは、ロイヤルティ金額は、第 L623 条 31 に従って定められた裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 19

職権によるライセンスの所有者が所定の条件に従わないときは、農業大臣は、植物新品種保護委員会の助言によって、ライセンスの失効を宣言することができる。

第 L623 条 20

国は、国防の目的で、如何なるときでも登録証明書出願又は植物新品種登録証明書の対象である植物品種の利用ライセンスを職権により取得することができ、当該利用が国自体で行わ

れるか又は代理人を通して行われるかを問われない。

職権によるライセンスは、国防担当大臣の要求に基づき、農業大臣の命令によって付与される。当該命令は、ライセンスの条件を定めるが、その実施から生じるロイヤルティに関する条件は除外する。ライセンスは、職権によるライセンスの請求の日から効力を生じる。円満な解決が成立しないときは、ロイヤルティ金額は、第 L623 条 31 に従って定められた裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 21

職権によるライセンスに由来する権利は、譲渡又は移転をすることができない。

第 L623 条 22

国は、国防の目的では、登録証明書出願又は登録証明書の対象である植物新品種の全部又は一部を、いつでも布告をもって収用することができる。

円満な解決が成立しないときは、収用のための補償金額は、大審裁判所がこれを決定する。

第 L623 条 22-1

生物工学的発明の特許所有者が、先の植物品種権を侵害することなしにはこれを利用することができない場合は、植物生産権によって保護されている品種の利用に係るライセンスの付与を申請することができる。ただし、当該発明が当該植物品種に関する重要な技術の進歩であり、かつ、多大の経済的利益を伴う場合に限る。申請人は、当該植物生産権の所有者から利用のためのライセンスを取得することができないこと、及び当該品種を実質的かつ真摯に利用する立場にあることを立証しなければならない。

第 L623 条 22-2

第 L623 条 22-1 に規定するライセンスの申請は、大審裁判所(高等裁判所)に提起しなければならない。

当該ライセンスは、非排他的なものとする。裁判所は、特に、ライセンスの存続期間、ライセンスの適用範囲及びライセンスに基づくロイヤルティの額を決定する。裁判所は、権利の所有者又はライセンスの所有者の請求により、これらの条件を変更することができる。

当該ライセンスに付随する権利は、それが付随している事業若しくは事業の一部又は営業権と共にしてのみ、移転することができる。

当該ライセンスが裁判所に対してなされた申請に基づいて付与されたときは、植物生産権の所有者は、保護されている発明を使用するためのクロスライセンスを公正な条件に基づいて付与されるものとする。

ライセンスの所有者が当該ライセンスの付与に係る条件を満たさない場合は、植物品種登録証明書の所有者、及び必要な場合は他の実施権者は、裁判所の判決によって当該ライセンスを撤回させることができる。

第 L623 条 23

植物新品種登録証明書の所有者は、次の場合はその権利を喪失する。

(1) 所有者が、植物新品種登録証明書に明示された形態学的及び生理学的特性を有する保護

品種の再生産を可能にする種子，切り枝，接ぎ木，根茎，塊茎等の再生又は栄養繁殖の要素を，いつでも管理当局に提出することが可能でない場合

(2) 所有者が，品種の維持のために自らが行っている措置を調べる目的の検査に従うことを拒否した場合

(3) 所有者が，第 L623 条 16 第 2 段落に規定する年次手数料を所定の期間内に納付しなかった場合

当該権利喪失は，植物新品種保護委員会によって宣言される。(3)によって権利喪失が宣言された場合において，登録証明書の所有者は，手数料を納付しなかったことについて正当な理由を示すことができるときは，所定期間の満了後 6 月以内に，権利回復の申立をすることができる。ただし，当該申立は，第三者が取得した如何なる権利をも阻害しないものとする。権利喪失を宣言する最終決定は，公表される。

第 L623 条 24

第 L613 条 8 及び第 L613 条 29 から第 L613 条 32 までの規定は，植物新品種登録証明書出願及び植物新品種登録証明書に適用される。

第 L613 条 9，第 L613 条 21 及び第 L613 条 24 についても同様に適用される。その際，工業所有権庁を植物新品種保護委員会と読み替える。

第 III 節 訴訟手続

第 L623 条 25

第 L623 条 4 に定義する植物新品種登録証明書の所有者の権利を侵す行為は，その行為をなす者が責任を負わなければならない侵害を構成する。

第 L623 条 4 の規定に従うことを条件として，新品種を取得する目的で，保護された品種を出発品種として使用することは，植物新品種登録証明書の所有者の権利に対する侵害とはならない。

第 L623 条 17 及び第 L623 条 20 に基づく職権によるライセンスの所有者及び別段の規定がない限り実施の排他権の受益者は，登録証明書の所有者が要請を受けた後も第 1 段落に基づく訴訟を提起しないときは，これを行うことができる。

登録証明書の所有者は，前段落に従い実施権者によって提起された訴訟に参加する権原を有する。

ライセンスの所有者は，自らが被った損害に対する補償を得るために，登録証明書の所有者が提起した訴訟に参加する権原を有する。

第 L623 条 26

登録証明書交付の公告の前になされた行為は，登録証明書に基づく権利を侵害したとはみなされない。ただし，責任を有すると推定される者に対し登録証明書出願の正謄本が送達された後になされた行為は，報告及び起訴の対象とすることができる。

第 L623 条 27

植物新品種登録証明書出願の所有者又は登録証明書の所有者は，裁判所の許可を得て，その

者の権利を侵害して取得されたとと思われる植物若しくはその部分、又は再生産若しくは栄養繁殖の要素について、現物の差押を伴い又は伴わずに、詳細な記述を得る権原を有する。この権利は、第 L623 条 25 第 3 段落に定められた条件に従うことを前提として、実施の排他権の譲受人又は職権によるライセンスの所有者も利用することができる。

権利の主張者が所定の期間内に裁判所に申立をしないときは、当該記述又は差押は、法律上当然に無効となるが、損害賠償を請求する権利は損われない。

第 L623 条 28

民事裁判所は、被害者からの請求があったとき、かつ、その者のために、植物新品種登録証明書所有者の権利を侵害して取得された植物若しくはその一部、又は再生産若しくは栄養繁殖のための要素、及び該当する場合は明らかに再生産の循環での使用を意図された器具の没収を命じることができる。

第 L623 条 29

本章に規定する民事及び刑事訴訟に係る法定出訴期限は、該当行為の発生から起算して 3 年とする。

民事訴訟の提起は、刑事訴訟に係る出訴期限を中断させるものとする。

第 L623 条 30

登録証明書出願又は植物新品種登録証明書の対象である品種が、国防の目的のために国又はその契約者、下請け契約者及び補助的供給業者によってライセンスを受けることなく利用されているときは、事件を審理する裁判所は、利用の停止若しくは中断、又は第 L623 条 28 に規定する没収を命じる権限を有さない。

事件を審理する裁判長が公式の鑑定、又は現物の差押を伴う若しくは伴わない記述を命じた場合において、研究又は再生産若しくは繁殖のための契約が国防機密の区分をされているときは、指名された法務官は、差押、記述及び事業における調査を差し控えなければならない。前段落の規定は、研究又は再生産若しくは繁殖が軍事施設で行われている場合にも適用される。

事件を審理する裁判長は、権原を有する者からの請求があったときは、公式鑑定が、国防担当大臣の許可を受けた者によって、かつ、同大臣の代理人の立会の下でのみ行われるよう命じることができる。

第 L623 条 26 の規定は、その対象が本条に定める条件に基づいて利用されている植物新品種登録証明書出願に対しては、当該出願が第 L623 条 9 及び第 L623 条 10 に規定する禁止の対象になっている限り、適用されない。

当該利用を行う者は、本条にいう責任を法律上当然に負うものとする。

第 L623 条 31

本章に基づく如何なる訴訟も、大審裁判所及び対応する控訴院の管轄権に属するが、布告、省令及び決定に対する上訴は、行政裁判所の管轄権に属する。

パリ控訴院は、植物新品種保護委員会が本章を適用して行う決定に対する上訴を直接審理する。

民事訴訟を審理する管轄権を有する大審裁判所は、布告によってこれを指定する。当該裁判所の数は10以上とし、当該裁判所がそのように割り当てられた機能を果たす管轄地域も同一の布告によって定める。

第L623条 32

第L623条4に定義する、植物新品種登録証明書の所有者の権利に係る意図的な侵害は、10,000ユーロの罰金を科することができる違反行為を構成する。被告人が、それ以前の5年間に同一の違反行為について有罪の宣告を受けている場合、又は違反行為が組織犯罪集団によってなされた場合は、6月の拘禁を追加して宣告することができる。

第L623条 33

前条に規定する罰を科すための公訴は、被害を受けた当事者からの正規の訴状に基づいてのみ、公訴官が提起する。

事件を審理する軽罪裁判所は、民事裁判所が既判力を有する決定によって違反行為を確認し終えるまでは、決定を下すことができない。被告は、植物新品種登録証明書の無効又は登録証明書の所有権に関する事項について、民事裁判所に限り訴答することができる。

第L623条 34

植物新品種登録証明書又はその出願の所有権を不当に主張する者は、等級5の違反に関するフランス刑法第131条13(5)に定める罰金を科される。再犯のときは、罰金は、再犯による等級5の違反に関するフランス刑法第131条13(5)に定める罰金とする。再犯は、被告人がそれ以前の5年間に同一の違反行為に関して有罪の宣告を受けている場合に、本条の意味において行われたものとみなされる。

第L623条 35

第L623条9及び第L623条10に定める禁止に故意に違反した者は何人も、状況により必要な場合は、国の安全の侵害について定められた更に重い罰を損うことなく、4,500ユーロの罰金を科される。侵害が事実上国防を害したときは、1年から5年までの拘禁の判決も下される。

第 VII 卷 商標，サービスマーク及びその他の識別性を有する標識

第 I 編 商標及びサービスマーク

第 I 章 標章の構成要素

第 L711 条 1

商標又はサービスマークとは，自然人又は法人の商品及びサービスを識別するのに役立つ，視覚的な表示が可能な標識である。

次のものは，そのような標識を構成することができる。

- (a) あらゆる形態の名称。例えば，語，語の組合せ，姓，地理的名称，筆名，文字，数字，略語
- (b) 聴覚的標識。例えば，音，楽句
- (c) 形象的標識。例えば，図案，ラベル，印章，織端，浮き彫り，ホログラム，ロゴ，合成形象。形状，特に製品若しくはその包装の形状又はサービスを特定する形状。色彩の配置，組合せ又は色合い

第 L711 条 2

標章となり得る標識の識別性は，指定商品又はサービスとの関連において評価されるものとする。

次のものは，識別性を有していないものとする。

- (a) 標識又は名称であって，日常の言語又は技術的言語によって商品又はサービスについての必然的，包括的又は通常の呼称を構成するに過ぎないもの
 - (b) 標識又は名称であって，製品又はサービスの特徴，特に種類，品質，数量，用途，価格，出所，商品の製造又はサービスの提供の時期等を指定する機能を有するもの
 - (c) 製品の内容又は機能から生じる形状，又は製品に実質的価値を与える形状のみから成る標識
- (c)にいう場合を除き，使用によって識別性が取得されることがある。

第 L711 条 3

次のものは，標章又は標章の要素とは認められない。

- (a) 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(改正)第 6 条の 3 又は世界貿易機関を設立する協定の付属書 1C 第 23 条(2)によって除外されている標識
- (b) 公序良俗に反する標識，又は法律によって使用を禁じられている標識
- (c) 商品又はサービスの特に内容，品質又は出所に關し，公衆に誤認を生じさせる虞がある標識

第 L711 条 4

標識は，それが先の権利，特に次のものを侵害する場合は，標章として認められない。

- (a) 既に登録されており，又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である先の標章

- (b) 会社の名称であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (c) 国土全域において知られている商号又は看板であって、公衆に混同を生じさせる虞があるもの
- (d) 保護された原産地名称
- (e) 著作者の権利
- (f) 保護された意匠に由来する権利
- (g) 他人の人格権，特にその姓，筆名又は肖像
- (h) 地方当局の名称，イメージ又は世評

第 II 章 標章権の取得

第 L712 条 1

標章の所有権は，登録によって取得される。標章は，共有することができる。登録の効果は出願日に始まり，存続期間を 10 年とし，その期間は回数に制限なく更新することができる。

第 L712 条 2

登録出願は，本編によって定められ，かつ，国務院布告によって決定された方式及び条件に従って提出され，公告される。登録出願には，特に標章の見本及びそれを使用する商品及びサービスの一覧を含めなければならない。

第 L712 条 3

登録出願の公告から 2 月の間は，利害関係を有する者は，工業所有権庁長官に意見書を提出することができる。

第 L712 条 4

登録出願に関し，第 L712 条 3 にいう期間中は，それより前に既に登録若しくは出願された標章若しくはそれより先の優先日を有する標章の所有者，又はそれより前の周知標章の所有者は，工業所有権庁長官に異議を申し立てることができる。

実施の排他権の受益者も，契約に別段の定めがない限り，同じ権利を享受する。

第 L712 条 3 に定められた期限の到来後 6 月の期間内に如何なる決定も行われない場合は，異議申立は拒絶されたものとみなされる。

ただし，期限は，次に該当する場合は，停止される。

- (a) 異議申立が標章の登録出願を基にしている場合
- (b) 無効，取消又は所有権主張の訴訟が既に提起されている場合
- (c) 当事者の共同の請求がある場合。この場合は，停止は 6 月を超えることができない。

第 L712 条 5

異議申立についての決定は，国務院布告によって定められた，すべての当事者を聴聞する手続の後に行われる。

第 L712 条 6

登録出願が、他人の権利に関する詐欺的行為として、又は法律上若しくは契約上の義務に違反して行われている場合は、自己が標章の権利を有していると信じる者は、訴訟手続によって所有権を主張することができる。

出願人の行為に悪意がある場合を除き、所有権主張訴訟の出訴期限は、登録出願の公告後 3 年とする。

第 L712 条 7

登録出願は、次の場合は拒絶される。

- (a) 出願が第 L712 条 2 の要件を満たしていないとき
- (b) 標識が第 L711 条 1 及び第 L711 条 2 による標章に該当せず、又は第 L711 条 3 によって標章として認められないとき
- (c) 第 L712 条 4 に基づく出願に対する異議申立が支持されるとき

拒絶理由が出願の一部のみに関連している場合は、出願はその一部のみが拒絶される。

第 L712 条 8

出願人は、異議申立があっても、登録が国外で標章を保護するために不可欠であることを証明する場合は、標章の登録を請求することができる。

その後において異議申立が支持されたときは、登録の決定は、全部又は一部が取り消される。

第 L712 条 9

標章の登録は、標識の変更も商品又はサービスの一覧の拡大も行われていない場合は、更新することができる。更新は、国務院布告によって定められた条件及び期限に従って行われ、かつ、公告される。

更新には、第 L711 条 1 から第 L711 条 3 までに合致していることの確認を必要とせず、また第 L712 条 4 に定める異議申立の手続も適用されない。

新規の 10 年の期間は、先行期間が満了した時から開始する。

標識を変更するとき、又は指定商品若しくはサービスの一覧を拡大するときは、新規の出願を必要とする。

第 L712 条 10

出願人が第 L712 条 2 及び第 L712 条 9 にいう期限を守らなかった場合において、その懈怠が出願人の意志によるものでも過失によるものでもないことを証明することができるときは、国務院布告によって定められた条件に従うことを前提として、出願人は、喪失した権利を回復することができる。

第 L712 条 11

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、フランス国内に営業所も居所も有していない外国人は、当該人が居所又は営業所を有する国における正式の商標出願又は商標登録の付与を立証すること、及び当該国がフランスの標章に対して相互主義の保護を与えていることの 2 を条件として、本巻の規定を享受することができる。

第 L712 条 12

工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条に基づく優先権は、外国において先の出願がなされている標章にも適用される。

フランスが締約国である国際条約の規定に従うことを条件として、優先権は、当該国がフランス標章の出願について同一の権利を承認することを条件とする。

第 L712 条 13

職業組合は、次に転記する労働法第 L413 条 1 及び第 L413 条 2 に従って、組合の標章及び証明標章を登録することができる。

「第 L413 条 1

職業組合は、知的財産法第 VII 卷第 II 章に定められた手続をとることによって、組合の標章又は証明標章を登録することができる。組合は、登録後、同法に定められたこれら標章についての排他的所有権を主張することができる。」

「標章又は証明標章は、取引する製品又は物品にその出所及び製造条件を証明するために付すことができる。それらは、当該製品を販売するすべての個人又は企業が使用することができる。」

「第 L413 条 2

前条に基づく職業組合の標章又は証明標章の使用は、第 L412 条 2 の規定を阻害する効力を有さないものとする。」

「使用者に対し、標章又は証明標章の所有者である職業組合の構成員を排他的に雇用し、又は排他的に使用し続けることを義務付ける意図を有する合意又は規定は無効とする。」

第 L712 条 14

本章にいう決定は、工業所有権庁長官が第 L411 条 4 及び第 L411 条 5 に従って行う。

第 III 章 登録によって付与される権利

第 L713 条 1

標章の登録は、標章の所有者に対し、所有者が指定する商品及びサービスについての標章の所有権を付与する。

第 L713 条 2

次のことは、所有者の許可がない限り禁止される。

(a) 登録において指定されているのと同じの商品又はサービスについて、標章を複製し、使用し又は付すこと(これには「formula, manner, system, imitation, type, method」等の語が付記されているものも含む)、及び複製した標章を使用すること

(b) 適法に付されている標章を隠滅又は変更すること

第 L713 条 3

次のことは、公衆に混同を生じさせる虞がある場合は、所有者の許可がない限り禁止される。

(a) 登録において指定されている商品又はサービスと類似のものについて、標章を複製し、

使用し又は付すこと、及び複製された標章を使用すること

(b) 登録において指定されている商品又はサービスと同一又は類似のものについて、標章を模造すること、及び模造された標章を使用すること

第 L713 条 4

標章によって付与される権利は、所有者に対し、所有者又はその同意を得た者が当該標章の下に欧州経済共同体又は欧州経済地域において販売する商品に係る当該商標の使用を禁止する権原を与えるものではない。

ただし、所有者は、その後に製品の状態が変化している又は損われている等正当な理由を示すことができる場合は、更なる販売行為に反対する権能を引き続き有するものとする。

第 L713 条 5

世評を享受している標章を、登録において指定されたものと類似しない商品又はサービスについて使用する者は、当該使用が標章の所有者に対して害をもたらす虞がある場合、又は当該使用が標章の不当な利用に当たる場合は、民事法上の責任を有するものとする。

前段落は、前記の工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である標章の使用に適用される。

第 L713 条 6

標章の登録は、次のものと同一又は類似の標識の使用を妨げないものとする。

(a) 会社名、商号又は看板であつて、当該使用が登録の前からなされているか又は善意で自己の姓を使用する他人によってなされる場合

(b) 特に付属品又は部品等として、製品又はサービスの意図される用途を述べるために必要な言及である場合。この場合は、出所についての混同が生じないことを条件とする。

ただし、当該使用が登録の所有者の権利の侵害に当たる場合は、当該所有者は、使用の制限又は禁止を要求することができる。

第 IV 章 標章権の移転及び喪失

第 L714 条 1

標章に基づく権利は、それを利用し、又は他人に利用させている会社とは無関係に、その全部又は一部を移転することができる。移転には、たとえそれが一部に関するものであつても、地域的制限を付してはならない。

標章に基づく権利は、その全部又は一部を、排他的若しくは非排他的ライセンスの付与又は質権設定の対象とすることができる。

非排他的ライセンスは、使用についての書面によらない契約によって付与することができる。

標章の登録出願又は標章によって付与される権利は、ライセンスの有効期間、登録に従つての標章の使用形態、ライセンスが付与された製品若しくはサービスの内容、標章を表示することができる地域、又は使用权者が製造した製品若しくは提供したサービスの質に関して、ライセンスの制限を守らない使用权者に対抗することができる。

所有権の移転又は質権の設定は、書面で記録しなければならず、そうしない場合は無効とす

る。

第 L714 条 2

登録の出願人又は登録標章の所有者は、標章に係る指定商品又はサービスの全部又は一部について、当該出願又は当該登録の効力を放棄することができる。

第 L714 条 3

第 L711 条 1 から第 L711 条 4 までに合致しない標章の登録は、裁判所の判決によって無効を宣言される。

公訴官は、第 L711 条 1、第 L711 条 2 及び第 L711 条 3 に基づき、職権によって無効訴訟を提起することができる。

第 L711 条 4 に基づく無効訴訟は、先の権利の所有者のみが提起することができる。ただし、当該訴訟は、標章が善意で登録されており、かつ、所有者が 5 年間その使用を黙認していた場合は、認められない。

無効判決は、絶対的なものとする。

第 L714 条 4

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味での周知標章の所有者に対する無効訴訟は、登録出願が悪意でなされたものでない限り、その出訴期限を登録の日から 5 年とする。

第 L714 条 5

所有者が正当な理由なく、その標章を継続して 5 年間、登録に係る指定商品又はサービスに関して実際に使用していないときは、自己の権利の取消を免れない。

次のものは、当該使用に該当する。

- (a) 標章の所有者の同意を得て、又は団体標章の場合は、規約に従って行われる使用
- (b) 変更されてはいるが、識別性を変えていない形態での標章の使用
- (c) 専ら輸出用の商品又は包装に標章を付すこと

利害関係人は、訴訟によって取消を請求することができる。請求が登録における指定商品又はサービスの一部のみに係る場合は、取消は、該当する商品及びサービスにのみ及ぶ。

第 1 段落にいう 5 年間の経過した後には標章の実際の使用が開始又は再開される場合において、使用が取消請求前の 3 月中に、かつ、所有者が当該請求の可能性についての知識を得た後に行われているときは、当該使用は、請求の障害にはならないものとする。

利用についての立証責任は、取消請求を受けている標章の所有者が負うものとする。立証は、どのような方法で行っても差し支えない。

取消は、第 1 段落に定める 5 年の期間の満了時に効力を生じる。取消は、絶対的効力を有する。

第 L714 条 6

標章の所有者は、自らの行為の結果、標章が次のものに該当するようになった場合は、自己の権利の取消を免れない。

- (a) 製品又はサービスの取引における普通の名称

(b) 製品又はサービスの、特に、内容、品質又は出所について誤認を生じさせる虞があるもの

第 L714 条 7

登録標章に基づく権利の移転又は変更は、国内標章登録簿に登録されている限り、他人に対抗することができる。

第 V 章 団体標章

第 L715 条 1

標章が、登録の所有者によって発行された使用規約に従う者によって使用されるときは、団体標章として区分される。

団体証明標章は、特に内容、属性又は品質等についてそれぞれの規約に記載された特性を表示する商品又はサービスに付されるものとする。

第 L715 条 2

本巻の規定は、団体証明標章に関し、次の特別規定及び第 L715 条 3 の規定に従うことを条件として、団体標章に適用する。

(1) 商品又はサービスの製造業者、輸入業者又は販売業者の何れでもない法人は、団体証明標章を登録することができる。

(2) 団体証明標章の登録には、標章使用の条件を定めた規約を含めなければならない。

(3) 団体証明標章の使用は、所有者以外の者であつて、規約によって定められた条件を満たす商品又はサービスを提供するすべてのものに開放される。

(4) 団体証明標章は、譲渡、質権設定又は強制執行の対象とすることができない。ただし、所有者である法人が解散するときは、当該標章は、国務院布告によって定められた条件に従い、他の法人に移転することができる。

(5) 登録出願は、それが証明に関して適用される法律によって定められた要件を満たさないときは、拒絶される。

(6) 証明標章が継続的に使用され、法律による保護が停止したときは、第 L712 条 10 に従うことを条件として、10 年間は如何なる目的でも登録したり使用したりすることができない。

第 L715 条 3

団体証明標章が本章の要件を満たさないときは、公訴官の申立又は利害関係人の請求によって、その登録無効命令が出されることがある。

無効判決は、絶対的効力を有するものとする。

第 VI 章 紛争

第 L716 条 1

標章所有者の権利の侵害は、違反者に民事法上の責任を生じさせる違反行為となる。第 L713 条 2、第 L713 条 3 及び第 L713 条 4 に定められた禁止についての違反は、標章に係る権利の

侵害となる。

第 L716 条 2

標章登録出願の公告前に行われた行為は、その標章に由来する権利を侵害するとはみなされない。

ただし、侵害者とされた者に登録出願の写しをもって通知した後の行為は、それを確認し、起訴することができる。訴訟が提起された裁判所は、登録が公告されるまで判決を延期する。

第 L716 条 3

標章に関する民事訴訟は、第 1 審裁判所によって審理されるものとし、標章に係る事項及びそれに関連する意匠又は不正競争に係る事項の双方を含む訴訟も同様とする。

第 L716 条 4

第 L716 条 3 は、民法第 2059 条及び第 2060 条に規定する仲裁を求めることを妨げない。

第 L716 条 5

民事上の侵害訴訟は、標章の所有者によって提起されるものとする。ただし、実施の排他権の受益者は、所有者が正式通知を受けた後に当該権利を行使しない場合は、契約に別段の定めがない限り、侵害訴訟を提起することができる。

ライセンス許諾契約の如何なる当事者も、自らが被った損害に対する救済を得るために、他の当事者が提起した侵害訴訟に参加する権原を有する。

侵害訴訟の出訴期限は 3 年とする。

使用が 5 年間黙認された後の登録標章の使用に基づく侵害訴訟は、その登録が悪意で出願されたものでない限り、認められない。ただし、当該否認は、使用が黙認された商品及びサービスに限定される。

第 L716 条 6

非公開で審理する訴訟が提起された裁判所の所長は、暫定的に、日額の料金を条件として、侵害と主張されている行為の継続を禁止するか、又は標章の所有者若しくは実施の排他権の受益者に対する補償を確保するために担保を提供させて当該行為を継続させることができる。禁止又は担保提供の措置は、訴訟が十分な根拠に基づいていると考えられ、かつ、手続が、標章の所有者又は実施の排他権の受益者がその根拠とする事実を知った日から短い期間の間に開始された場合に限り、認められる。裁判官は、禁止処分に関し、侵害訴訟がその後は根拠がないと判断された場合に被告が被る損害を補償するための担保を原告が提供することを条件とすることができる。

第 L716 条 7

登録出願の所有者、登録商標の所有者又は実施の排他権の受益者は、その請求に基づいて第 1 審裁判所所長が発する命令によって、執行官に対し、請求人の選択する専門家の助力を得て、請求人が同人の権利を侵害して表示され、販売の申出がされ、引き渡され又は提供されていると主張する商品又はサービスについて、如何なる場所においても、その見本の採取を

伴い又は伴わずに詳細な記述を行わせ、又は現物の差押を行わせる権原を有する。
裁判所所長は、現物の差押に関して、侵害訴訟が後に根拠がないと決定されたときに被告が被る不利益を補償するために原告による担保の提供を条件とすることができる。
原告が 15 日以内に民事訴訟又は刑事訴訟の何れかの訴訟手続を提起しないときは、差押は自動的に無効となるが、損害賠償を求める権利は妨げられない。

第 L716 条 8

税関当局は、登録標章の所有者又は実施の排他権の受益者からの書面による請求に基づき、前記所有者又は受益者が登録を受けており又はその使用の排他権を享受している標章を侵害する標章により明示されていると自己が主張する商品を、税関検査の過程で差し押さえることができる。

公訴官、原告及び商品を申告又は所有している当事者は、税関当局が行う差押について、当局から遅滞なく通知を受けるものとする。

差押は、原告が商品の差押についての通知を受けてから 10 就業日以内に、次の事項の何れかについての証拠を税関当局に提出しない場合は、自動的に解除される。

- －第 1 審裁判所所長によって差押の処分が決定されたこと
- －民事訴訟又は刑事訴訟の手続を提起したこと、及び侵害が認められなかった場合の責任を填補するために必要な担保を差し入れたこと

原告は、前段落にいう訴訟手続を提起するために、税関当局に対し、差し押さえられた商品の送り主、輸入者及び荷受人又はその所有者の名称及び宛先、並びにその数量を、税関全職員が守るべき職務上の秘密に関する関税法第 59 条の 2 の規定に拘らず、通知するよう請求することができる。

第 1 段落にいう差押は、欧州共同体加盟国において適法に製造され又は自由な流通に供される欧州籍を有する商品であって、関税法第 1 条に定義する税関地域で通関され、欧州共同体の別の加盟国の市場に供され、適法に販売することを意図されるものには関係しない。

第 L716 条 8-1

司法警察官は、第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 に基づく違反についての報告を受けたときは直ちに、不法に製造、輸入、貯蔵、発売、納入又は供給がされた商品、並びに当該不法行為の目的で特設された資材及び設備の差押を行うことができる。

第 L716 条 9

侵害を犯している標章を付した商品を販売し、供給し、販売のために申出、又は貸与する目的で次の行為を行った者は、4 年の拘禁及び 400,000 ユーロの罰金を科される。

(a) 侵害を犯している標章を付した商品を、如何なる通関制度に基づくものであれ、輸入し、輸出し、再輸出し、又は積み替えること

(b) 侵害を犯している標章を付した商品を業として複製すること

(c) (a) 及び (b) に規定する行為を行うよう指図又は命令すること

本条に規定する違反行為が組織犯罪集団によって行われたときは、罰は、5 年の拘禁及び 500,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

第 L716 条 10

次の行為を行った者は、3 年の拘禁及び 300,000 ユーロの罰金を科される。

- (a) 侵害を犯している標章を付した商品を正当な理由なしに保有し、あらゆる税関手続を通じて輸入し、又は輸出すること
- (b) 侵害を犯している標章を付した商品について販売の申出をし、又は販売すること
- (c) 登録により付与されている権利及び登録に基づく禁止に違反して、標章、団体標章又は団体証明標章を複製し、模倣し、使用し、貼付し、除去し、変更すること
- (d) 登録標章に基づいて要求されているもの以外の製品又はサービスを意図的に引き渡し又は提供すること

薬剤師が公衆衛生法第 L5125 条 23 に規定する代替の権能を行使する場合には、(d) に規定する条件での侵害があるとはみなさない。

(a) から (b) までに規定する違反行為が組織犯罪集団によって犯された場合は、罰は、5 年の拘禁及び 500,000 ユーロの罰金に引き上げられる。

第 L716 条 11

次の行為を行った者は、前条と同じ罰を科される。

- (a) 如何なる形であれ、登録された団体証明標章を、登録に添付されている規約において定められた方法以外の方法で意図的に使用したこと
- (b) 不正な方法で使用された団体証明標章が付されている製品を意図的に販売し、又は販売の申出をしたこと
- (c) 使用されてきた団体証明標章の保護が終了した日から 10 年の期間内に、当該標章の複製又は模造に当たる標章を意図的に使用したか、又は当該標章を付した商品若しくはサービスを販売し、販売の申出をし、提供し、若しくは提供の申出をしたこと

本条は、労働法第 IV 巻第 I 編第 III 章に基づく職業組合標章に適用される。

第 L716 条 11-1

裁判所は、第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 に規定する処罰に加え、違反行為の遂行に加担した事業所に対し 5 年以下の期間で全面的又は部分的、恒久的又は一時的な閉鎖を命じることができる。

一時的な閉鎖は、雇用契約の解除若しくは中断、又は関係従業者にとって不利となる金銭的因果関係の理由としてはならない。恒久的閉鎖のために解雇が行われる場合は、解雇は、解雇予告に代わる補償及び雇用終了補償に加え、労働法第 L122 条 14-4 及び第 L122 条 14-5 に規定する雇用契約違反に対する損害賠償の原因となる。これらの補償金を支払わないときは、6 月の拘禁及び 3,750 ユーロの罰金が科される。

第 L716 条 11-2

法人は、第 L716 条 9 から第 L716 条 11 までに定められた違反行為について、刑法第 121 条 2 において定められた方法で刑事罰を宣告されることがある。

法人に科される罰は、次のとおりである。

- (1) 刑法第 131 条 38 に定められた手続による罰金
- (2) 同法第 131 条 39 にいう罰

同法第 131 条 39(2)にいう禁止は、その行使において、又はその行使に伴って違反行為となった行為に係るものである。

第 L716 条 12

第 L716 条 9 から第 L716 条 11 までに定義された違反行為が反復された場合、又は違反者が侵害を受けた当事者との間に現在又は過去から契約関係を有している場合は、その罰は 2 倍にされる。

違反した当事者は、前記に加え、5 年以下の期間、商事裁判所、商工会議所及び職能会議所に係る選挙権及び被選挙権、並びに労使調停委員会への参加権を剥奪されることがある。

第 L716 条 13

裁判所は、すべての訴訟事件において、刑法第 51 条に規定された条件及び罰に従い、有罪と宣告された違反者が費用を負担して有罪判決を含む決定を公示し、かつ、公表費用が罰金の上限を超えない範囲で、裁判所が指定する新聞紙上において決定の全部又は一部を公表するよう命じることができる。

第 L716 条 14

第 L716 条 9 及び第 L716 条 10 の侵害に対する有罪宣告の場合は、裁判所は、違反の実行に使用された商品及び器具の没収を命じることができる。

裁判所は、没収された商品を、侵害を受けた標章の所有者に引き渡すよう命じることができるが、これによって損害賠償請求の権利が損われるものではない。

裁判所はまた、それら商品の廃棄を命じることができる。

第 L716 条 15

必要な場合は、国務院布告によって本巻施行の条件を定める。

第 L716 条 16

第 L712 条 4 の規定は、標章登録の目的での商品及びサービスの国際分類を参照し、漸進的に適用される。

1991 年 12 月 28 日より前に行われた出願は、商標及びサービスマークに関する 1964 年 12 月 31 日法律第 64-1360 号によって制定された手続に基づいて審査され、登録される。

第 VII 章 共同体標章

第 L717 条 1

共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の理事会規則(EC)第 40/94 号第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 13 条に定める禁止事項の違反は、違反者の民事責任を伴う侵害を構成する。

第 L717 条 2

第 L716 条 8 から第 L716 条 14 までの規定は、共同体商標所有者の権利の侵害に適用される。

第 L717 条 3

使用が 5 年間黙認されてきた後の国内登録標章に対する、先の共同体標章に基づく侵害訴訟は、その国内登録が悪意で出願されたものでない限り、認められない。

この否認は、使用が黙認されている商品及びサービスに限定される。

第 L717 条 4

場所管轄権及び事物管轄権を有する第 1 審裁判所及び控訴院は、国務院布告によって決定する。これらの裁判所は、第 L717 条 1 にいう共同体規則第 92 条に従って訴訟及び主張を審理する専属管轄権を有する。これには、当該訴訟が商標に関する争点、並びにその関連での意匠及びひな形又は不正競争に関する争点の双方を対象とする場合を含む。

第 L717 条 5

共同体標章の出願又は共同体標章は、第 L717 条 1 にいう共同体規則第 108 条に定める場合に限り、国内標章の出願に変更することができる。

その場合は、国内標章の出願は、第 L711 条 2、第 L711 条 3、第 L712 条 2 及び第 L712 条 4 の規定を遵守しなければならない、そうしない場合は拒絶される。本段落適用の要件は、国務院布告によって定める。

前段落の規定は、フランスで先に登録された標章の古さが共同体標章のために主張される場合は適用されない。

第 L717 条 6

先にフランスで登録された標章が更新されていないか又は放棄されたときは、その標章の古さが共同体標章の名目において主張されていても、その標章の失効の宣言又はその所有者の権利の取消を妨げない。

ただし、当該取消は、登録の放棄日又は満了日になされたものでない限り、本条の適用において宣言することはできない。

第 L717 条 7

第 L717 条 1 にいう共同体規則第 82 条の施行命令は、工業所有権庁の決定に付加する。

第 II 編 原産地名称

単一章

第 L721 条 1

原産地名称の決定に関する規定は、次に転記する消費者法第 L115 条 1 に定められている。

「原産地名称は、国、地方又は地域の地理的名称であって、そこを出所とし、その品質又は特性がその自然及び人的要因を含む地理的環境に起因する製品を指定するのに役立つものから構成される。」

第 III 部 海外領域及びマヨット領域への適用

第 VIII 卷 フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア並びにマヨットにおける適用

単一編

単一章

第 L811 条 1

本法の規定は、第 L335 条 4 第 4 段落及び第 L133 条 1 から第 L133 条 4 までに従うことを条件とし、かつ、次条以下に定められた適応事項に従うことを条件として、マヨットにおいて適用される。

本法の規定は、同じ条件に従い、フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア並びにマヨットにおいて適用される。ただし、第 L335 条 4 第 4 段落及び第 L133 条 1 から第 L133 条 4 まで、第 L421 条 1 から第 L422 条 10 まで、並びに第 L423 条 2 を除く。

第 L811 条 2

本法、並びにフランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア並びにマヨットに適用される規定の施行に当たっては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

－ 「tribunal de grande instance」及び「juges d'instances」は「tribunal de première instance」に

－ 「région」は「territoire」に、またマヨットの場合は「collectivité territoriale」に
－ マヨットの場合は、「cour d'appel」は「tribunal supérieur d'appel de Mamoudzou」に、及び「commissaire de police」は「officier de police judiciaire」に

－ 「tribunal de commerce」は「tribunal de première instance statuant en matière commerciale」に

－ 「conseil de prud'hommes」は「tribunal du travail」に

同様に、フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，並びにニューカレドニアにおいて適用されない制定法上の規定への言及は、当該領域に適用される規定から生じる、同じ内容を対象とする規定への言及に置き換えられる。

[注] 2001 年 7 月 11 日法律第 2001-616 号第 75 条：マヨットで施行されるすべての法規の条文においては、「collectivité territoriale de Mayotte」は「Mayotte」と読み替え、「collectivité territoriale」は「collectivité départementale」と読み替える。

第 L811 条 3

フランス領ポリネシア，ワリー・エ・フトゥーナ諸島，南半球及び南極のフランス領域，ニューカレドニア並びにマヨットにおける適用に当たっては、第 L621 条 1 は次のとおり読み替えるものとする。

「第 L621 条 1

企業によって雇用されている役員又は給与を支給される従業者が製造技術を開示し又は開示を意図することには、2年の拘禁及び30,000ユーロの罰金が科される。」

「裁判所はまた追加の罰として、刑法第131条26に規定する5年以下の市民権、公民権及び家族権の禁止を命じることができる。」

[注] 2001年7月11日法律第2001-616号第75条：マヨットで施行されるすべての法規の条文においては、「collectivité territoriale de Mayotte」は「Mayotte」と読み替え、「collectivité territoriale」は「collectivité départementale」と読み替える。

第 L811 条 4

(I) フランス領ポリネシア、ワリー・エ・フトゥーナ諸島、南半球及び南極のフランス領域、ニューカレドニア並びにマヨットにおける適用に当たっては、第 L717 条 1、第 L717 条 4 及び第 L717 条 7 は次のとおり読み替えるものとする。

「第 L717 条 1

(I) 第三者が次のものを業として使用することは、それが共同体標章所有者の同意を欠く場合は、侵害者の民事責任を伴う侵害を構成する。

(a) 共同体標章が登録されている商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関する共同体標章と同一の標識

(b) 標識であって、共同体標章との同一性又は類似性のために、かつ、共同体標章及び当該標識の対象である商品又はサービスとの同一性又は類似性のために、公衆に混同を生じさせる虞があるもの。混同には、当該標識と当該標章の間の連想の虞を含む。

(c) 共同体標章が登録されている商品又はサービスと類似性のない商品又はサービスに係る、共同体標章と同一又は類似の標識。ただし、当該共同体標章が欧州共同体で一定の評判を有する場合、及び当該標識の正当な理由を欠く使用が当該共同体標章の識別性又は評判を不当に利用し、又はこれに不利益をもたらす場合に限る。

(II) 次のことは、侵害を構成することがある。

(a) 標識を(I)に定義するところに従い、商品又は包装に付すこと

(b) その標識を付した商品を提供し、販売に供し、若しくはこれらの目的で貯蔵すること、又はその標識を付したサービスを提供し、若しくは供給すること

(c) その標識を付した商品を輸入又は輸出すること

(d) 営業文書又は広告でその標識を使用すること

(III) 次のものも侵害を構成する。

(a) 辞書、百科事典、又は同種の参考図書における共同体標章の複製であって、それが共同体標章が登録されている商品又はサービスの一般名称を構成するかのような印象を与える場合。ただし、発行者が、当該標章の所有者の請求によって、その刊行物の遅くとも次版で、その標章の複製にそれが登録標章であることの表示を付すことを保証する場合は、この限りでない。

(b) 標章の所有者の代理人又は代表者による共同体標章の登録及び使用であって、所有者の許可を得ないもの。ただし、代理人又は代表者が自己の行為を正当化することができる場合は、この限りでない。

(IV) 共同体標章は、標章の登録公告日の後に限り第三者に対抗することができる。ただし、

共同体標章出願の公告日後に生じる事項であって、標章登録の公告後に当該公告の効果により禁止されるものに関しては、補償を請求することができる。付託を受けた裁判所は、登録が公告されるまでは、事件の本案について決定することができない。

(V) 共同体標章によって与えられる権利は、欧州共同体、欧州経済地域、フランス領ポリネシア、ワリー・エ・フトゥーナ諸島、南半球及び南極のフランス領域、ニューカレドニア又はマヨットの領内で、所有者により又は所有者の同意を得てこの標章の下で販売に供される商品に係る当該標章の使用を禁止することを所有者に認めるものではない。ただし、所有者が商品の更なる商業化に異議申立をする正当な理由が存在する場合、特に商品が販売に供された後にその状態が変化し又は劣化する場合は、この限りでない。」

「第 L717 条 4

場所管轄権及び事物管轄権を有する第 1 審裁判所及び控訴院は、国务院布告によって決定する。これらの裁判所は、次の事項を審理する専属管轄権を有する。

(a) 共同体標章に係る侵害訴訟

(b) 第 L717 条 1(IV)に定められた条件によって提起される補償訴訟

(c) 共同体標章に適用可能な取消又は無効の理由に基づく限り、共同体標章の取消の反訴又は無効の宣言について

前記の訴訟及び主張についてこれらの裁判所は、標章に係る争点とその関連としての意匠及びひな形又は不正競争に係る争点の両方を対象とする場合を含めて管轄権を有する。」

「第 L717 条 7

手数料を定める欧州共同体商標意匠庁の最終決定は、その施行命令が、その権原の真正性の確認後に工業所有権庁の決定に付加されるときに実施することができる。

利害関係人は、その施行地で適用される民事手続規則に従ってその実施を遂行することができる。」

(II) 同一領域における第 L717 条 5 の適用上、当該条の第 1 段落は、次の規定に読み替える。

「第 L717 条 5

(I) 共同体標章の出願又は共同体標章は、次のとおりに限り国内標章出願に変更することができる。

(a) 共同体標章の出願が拒絶され、取り下げられ、又は取り下げられたとみなされる範囲において

(b) 共同体標章が効力を停止する範囲において

(II) 次の場合は、変更は行われぬ。

(a) 共同体標章の権利の所有者が、不使用の理由で権利を剥奪された場合。ただし、共同体標章が第 L714 条 5 の意味において実際の使用を構成する条件の下でフランスにおいて使用されている場合はこの限りでない。

(b) 欧州共同体商標意匠庁又は国内裁判所による決定の適用において、出願又は共同体標章が、フランスにおいて、登録拒絶、失効又は取消の理由に係わっていることが確認されたとき

(III) 共同体標章出願又は共同体標章の変更から生じる国内標章出願は、その出願又は標章の寄託日又は優先日の、及び該当する場合は先に登録され有効に主張される国内標章の古さの利益を享受する。」

[注] 2001 年 7 月 11 日法律第 2001-616 号第 75 条：マヨットで施行されるすべての法規の

条文においては、「collectivité territoriale de Mayotte」は「Mayotte」と読み替え、
「collectivité territoriale」は「collectivité départementale」と読み替える。